

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 令和元年 8 月 26 日 (月) 開会時間 午前 10 時 00 分
閉会時間 午後 5 時 09 分

場 所 委員会室棟 第 4 委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 藤本 好彦
委員 早川 浩 杉山 肇 市川 正末 志村 直毅
白井 友基 向山 憲稔 山田 七穂 鷹野 一雄

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

森林環境部長 丹澤 尚人 林務長 島田 欣也
森林環境部次長 山本 盛次 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 金子 景一
森林環境総務課長 前島 斉 環境整備課長 河西 博志
みどり自然課長 関 尚史 県有林課長 斉藤 直紀

県土整備部長 丹澤 彦一
県土整備部理事 (次長事務取扱) 大儀 健一
県土整備部技監 鶴田 仁
県土整備総務課長 入倉 博文 都市計画課長 若尾 洋一

教育長 市川 満 教育次長 斉木 邦彦
教育委員会事務局次長 (総務課長事務取扱) 小田切 三男
学術文化財課長 村松 久

県民生活部長 弦間 正仁
県民生活部理事 三井 薫
県民生活部次長 (県民生活・男女参画課長事務取扱) 小田切 春美

福祉保健部長 小島 良一
福祉保健部次長 (子育て支援局次長兼職) 小野 眞奈美
福祉保健部次長 成島 春仁
福祉保健総務課長 斉藤 毅 健康長寿推進課長 斉藤 由美
障害福祉課長 小澤 清孝

産業労働部長 中澤 和樹 産業労働部次長 小林 厚
産業労働部次長 (産業政策課長事務取扱) 上野 良人
商業振興金融課長 古澤 善彦 新事業・経営革新支援課長 有泉 清貴
企業立地・支援課長 雨宮 俊彦 労政雇用課長 山岸 ゆり
観光部次長 山岸 正宜
観光企画課長 落合 直樹 国際観光交流課長 小泉 嘉透

農政部長 坂内 啓二 農政部理事 土屋 重文 農政部次長 上野 睦
農政部次長（農政総務課長事務取扱） 大久保 雅直 農政部技監 依田 健人
農政部技監 清水 一也
畜産課長 渡邊 聡尚 花き農水産課長 斉藤 修
担い手・農地対策室長 千野 浩二

行政経営管理課長 石原 洋人

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の結果 今般、指定管理施設及び出資法人について審査を行ったところ、出資法人については、いずれの法人もおおむね設立の趣旨に沿い、各法人の経営努力のもとに適切に運営されていた。また、指定管理施設については、いずれの施設も管理の業務及び経理の状況について、おおむね効果的、効率的な運営がなされていた。

委員からは、一部の出資法人について、設立の趣旨に沿うような事業への積極的な関与を期待するとの意見があった。また、一部の指定管理施設について、外国人観光客等の利用促進に向けた取り組みや施設を取り巻く環境の変化への対応が必要であるとの意見に加え、SNSの活用やホームページの充実等情報発信を積極的に行うこと、老朽化した施設の修繕等の計画的実施や多様な利用者への配慮も必要であること、さらに、指定管理者が運営しやすくなるよう提出書類の簡素化などの指定管理者制度の運用についての意見もあった。

また、県には、県民ニーズが多様化、複雑化する中、指定管理施設及び出資法人がその目的に沿った運営がなされるよう、引き続き、業務内容や経営状況等をしっかりと把握し、必要な見直しや改善を行い、より効果的、効率的な運営を図って行くことを求めるものとする。また、「指定管理者には、説明員の補助者として、委員会審査の際には、積極的な出席を求めるものとする。」との附帯決議が可決された。

審査の概要 まず、本日の審査順序について、森林環境部、県土整備部、教育委員会、県民生活部、福祉保健部、産業労働部、観光部、農政部の順で行うこととした。

次に、午前10時3分から10時54分まで森林環境部、県土整備部関係の指定管理施設、県出資法人、午前11時5分から午後0時7分まで教育委員会関係の指定管理施設、午後1時10分から2時51分まで県民生活部、福祉保健部、産業労働部関係の指定管理施設、県出資法人、午後3時5分から4時56分まで観光部、農政部関係の指定管理施設、県出資法人の審査及び指定管理施設全体の共通事項に係る総括審査を行った。

※ 指定管理施設 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター、山梨県立武田の杜保健休養林、
県出資法人 (公財) やまなし環境財団、(公財) 山梨県環境整備事業団【森林環境部】、
指定管理施設 山梨県曾根丘陵公園【県土整備部】 関係

質疑

(山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター)

白井委員 利用者数の目標値が5年間同じですが、設定方法の妥当性について伺います。

関みどり自然課長 こちらの施設は、繁忙期である特に夏場の天候により、年間利用者数が大きく増減する状況がございます。お手元に配付の過去5年間の資料で、年によってふえたり減ったりという状況を御確認いただけるかと思えます。

このような状況にありますので、この施設は、毎年目標値を引き上げるのではなく、施設として最低限満たしていただきたい水準を目標値として設定しております。このため、指定管理期間の直近3年間である平成23年から平成25年までの平均利用者数の5%増しを目標値に設定しております。以上の理由から、目標値は妥当な数字と考えております。

白井委員 目標値設定の考え方は理解しました。しかしながら、指定管理施設で勤める方々が、いろいろイベント等を企画している中で、それなりの目標を持って、力を入れて取り組んでいかなければ、なかなか利用者数の増加に向けて気持ちが入らないのではないかと、一般的な会社ではそういう考えだと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

関みどり自然課長 今回の報告書には、前回の指定管理期間である平成30年度までのものを載せております。今年度から新たな指定管理期間に入っていますが、前の指定管理期間では、毎年9万5,000人という水準を仕様書の中で利用者数の目標値として設定していたところ、今回の指定管理期間に入り、指定管理者の申し出により、5年間で10万人まで利用者を増加させるプランを立てました。お手元の報告書にはその記載がありませんが、そのようなことで、指定管理者が利用者の増加に向けて取り組んでいただいております。

白井委員 承知しました。ぜひ、県民にさまざまなイベントを通じて自然と触れ合っただけながら、目標の達成に向けて進めていただければというふうに思っております。

向山委員 情報発信について質問させていただきます。

部局審査の後、フェイスブックとかツイッターを見ましたが、事業内容や八ヶ岳の各種情報を発信していて、利用者にはわかりやすい内容だと思えました。一方、ホームページについては、指定管理者である(公財)キープ協会ホームページ上にふれあいセンター自然情報コーナーがあるものの、2年前の更新でとまっています。一般的に、ホームページ掲載情報は、インターネット検索をして最初に得ることが多いと思います。ぜひホームページ掲載情報について、指定管理者に要望して、内容を充実したほうが良いと思います。御見解をお伺いしたいと思います。

関みどり自然課長 御指摘のとおり、ホームページが更新されていない状況を確認しております。ホームページによる情報発信は、多くの方に施設を利用いただくため非常に重要であると考えております。今後、より魅力的な情報が発信できるよう、

指定管理者と協議して、改善してまいりたいと思います。

山田（七）委員 施設の利用率を上げていくには、新しいお客さんを呼び込むだけではなく、リピーターをふやすことも重要だと思います。当施設におけるリピーター率と、リピーター率を向上させていくための具体的な取り組みについて、お伺いします。

関みどり自然課長 近年のリピーター率については、アンケートの集計結果によると、おおむね5割程度となっております。リピーター率の向上に向けては、例えば、季節に応じた館内の展示を更新したり、毎年設定しているテーマに沿った講演の実施、イベント参加者へのほかの季節における魅力や見どころの紹介を行っております。

加えて、利用者に施設を利用してよかったと感じていただくことが一番であると考えられることから、指定管理者に対し、サービスの質の向上とあわせて、利用者とのコミュニケーション、交流を図ることにより、リピートへの動機づけとなるよう働きかけてまいります。

山田（七）委員 ささまざまな取り組みを通じてリピーター率を上げていくという話ですが、アンケート結果で、設備・備品に関する満足度が、ほかの施設のアンケート結果に比べて若干低いような気がします。設備・備品の満足度が低いという意見の具体的な内容と、改善策が具体的にあれば教えてください。

関みどり自然課長 この施設は平成6年度に建設され、また、寒冷地ということもあって、全体的に老朽化が進んでいます。必要な修繕を行っていますが、やはり設備・備品に対して、意見をいただいております。

具体的な内容としては、例えば、トイレが和式であることについて、複数意見が寄せられております。また、昨今は、夏が非常に暑くなっておりますが、冷房設備を設置していないため、近年、夏は施設内が暑いという意見をいただいております。

今後は、公共施設等総合管理計画を踏まえ、計画的に改善を図ってまいりたいと考えております。

山田（七）委員 しっかりとした対応をとらないと、お客さんはふえていかないと思います。財政状況もあると思いますが、できるだけお客さんの意見に沿うような施設にしていきたいと思います。

関みどり自然課長 修繕については、指定管理者が行う部分と県が行う部分に分かれています。県として、利用者の満足度の向上につながるように対応してまいりたいと思います。

藤本副委員長 涼しい時期になるにしたがって、利用者数が減っているようですが、冬季における施設の有効活用について、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

関みどり自然課長 冬季の有効活用については、冬季イベントの開催や、夏に来ていただいた利用者に対して、冬のよさをインフォメーションすることなど、利用者増に向けて取り組んでいます。

具体的には、大人を対象とした、八ヶ岳の自然と文化を学ぶ講座を冬季に毎

月1回ずつ計4回平成30年度に予定しましたが、好評であったため、講座の回数を1回追加することとしました。昨年度は、このような取り組みによって、前年度と比較して、冬季における利用者数が多くなりました。

藤本副委員長 今後もイベントの充実等に取り組んでいただき、冬季の利用者数をふやしていただきたいと思います。

関みどり自然課長 冬季の清里は自然環境が厳しく、誘客に不利な状況がありますが、スキー場等と連携しながら、冬季の施設の利用促進に努めてまいりたいと思います。

(山梨県立武田の杜保健休養林)

向山委員 武田の杜保健休養林は、トレイルランのコースが大変好評だと承知しています。近くには湯村温泉郷があり、タイアップをさらに進めていただいて、観光誘客に努めていただきたいということを強く希望し、意見とさせていただきます。
質問は特にありません。

斉藤県有林課長 現在、湯村温泉旅館協同組合や甲府市などと連携して、トレイルランニングレースのほか、森林セラピー事業、武田の杜周辺の史跡をめぐって歴史を学ぶ、史跡ウォークを実施しています。今後も利用者の増加や満足度の向上を図るため、連携をさらに強化して、ニーズに即したイベントを開催してまいりたいと考えております。

藤本副委員長 森林セラピーの効果がとても高いことを評価したいと思います。また、湯村温泉施設等の周辺施設との連携を今後も進めていくと思いますが、例えば、森林浴の効果は医学でも既に認められているので、周辺の医療・福祉施設との連携を深めることにより、その施設利用者や病院の患者の生活の質(QOL)を向上させる取り組みも必要だと思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

斉藤県有林課長 周辺の医療・福祉機関との連携については、現在、地元の授産施設があることから、毎月1回のペースで森林セラピープログラムを提供しています。
今後は、県、市、観光団体、有識者等で構成される武田の杜森林セラピー基地運営協議会で検討し、さらに取り組みを進めたいと考えています。

((公財)やまなし環境財団)

向山委員 環境財団の活動については、広く県民に環境認識を持っていただくため大変重要な活動だと認識しています。昨年度の事業報告書には、若宮賞の該当者なしと表記されていました。私が知っている団体や個人で若宮賞を受賞した方がいますが、表彰は励みになると思います。今年度以降、表彰制度をさらに有効的に活用するための施策等があれば、お伺いしたいと思います。

前島森林環境総務課長 昨年度は、市町村等に若宮賞の推薦を依頼し、財団のホームページでも周知しましたが、推薦がありませんでした。

今年度は、これまで当財団で環境活動への経費助成を行っていて、今も活動している団体の情報を市町村に提供し、また、環境保全活動に積極的に取り組んでいる個人に声かけをするなど、市町村や県民が推薦をしやすくなるよう募集を行いました。

今後も、この表彰制度を活用して、個人、団体問わず、自主的な環境保全活動を積極的に促進してまいりたいと考えております。

向山委員 なかなか日の目を見ない、表に出ないような環境保全活動にもスポットが当たるよう、若宮賞を活用していただきたいと思います。例えば、地域で環境ボランティアを続けているような方もいます。広くアンテナを張って、いろんな報道、情報がありますので、目を向けて県からアプローチして進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

前島森林環境総務課長 若宮賞は、団体だけではなく、個人についても表彰するものです。委員がおっしゃったとおり、草の根の活動をしている方にも光を当てるところが、この賞の一番いいところです。

 ことし3月、環境保全活動を行っている個人・団体を発表する場として、やまなし環境活動推進ネットワークフォーラムを開催しました。このフォーラムで表彰することにより、県民に若宮賞をPRすることも考えております。

山田（七）委員 温暖化防止対策支援事業を推進センターに外部委託していますが、その理由と委託した効果をお伺いいたします。

前島森林環境総務課長 まず、推進センターに外部委託した理由でございます。

 当財団が行う温暖化防止対策事業は、環境教室の開催、環境相談窓口の設置、環境活動の情報発信です。これらの事業を効果的・効率的に実施するため、県内で唯一、法に基づき地球温暖化防止活動推進センターに指定された公益財団法人キープ協会に委託しています。

 委託先のキープ協会は、従前より、八ヶ岳南麓の自然を舞台に、環境教育や地球温暖化防止活動推進委員と連携した取り組みなどを行っております。こうした経験を生かして、今年度は、小中学生を対象とした森の中での活動を通して、地球温暖化を学ぶ1泊2日のキャンプ開催、企業・団体等から環境活動等への講師派遣に関する相談を受け、助言を行ったところです。

 こうした事業を通して、県民への温暖化防止対策の啓発が効果的に進められたと考えております。

山田（七）委員 こういった事業も、団体が外部に委託している事業ですので、できれば経営状況等の資料を一緒にいただけると、非常にわかりやすいと思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

前島森林環境総務課長 推進センターに外部委託をした場合は、実施状況を随時チェックしており、最終的に収支等活動報告が来ますので、指導・助言等を行ってまいりたいと考えております。

山田（七）委員 そういうわけではなくて、本委員会が調査対象としている施設や法人の直接の事業は資料に載っていますが、外部委託事業についても、経営状況、事業内容がわかる資料をいただければ非常にわかりやすいと思います。その辺はどうでしょうか。

白壁委員長 山田（七）委員から資料提出に対して意見がありました。資料について委員会として提出を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

白壁委員長 資料提出をよろしくお願いします。
(質疑後、各委員に資料配布が行われた。)

(公益財団法人山梨県環境整備事業団)

向山委員 環境整備センターについて、処分場の廃止が予定されている令和6年度まで、約55億円の赤字が見込まれています。昨年度までに約46億円が処理済みで、残り9億円についても損失額の縮減に向けて取り組んでいることは報告書でも述べられていますけれども、具体的にどのように9億円の縮減に取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

河西環境整備課長 今年度見込まれている損失額の縮減に向けて、水処理施設において、処分場からの浸出水の水質や量に応じて、現在2系統の機器の交互運転など、きめ細やかな管理により電気料の抑制を図ったり、設備機器の状態を確認し、オーバーホールの時期の見直しを図ることなどを行っております。
また、総務部門の職員を減員するなど、人員配置の見直しによる経費節減に努めています。

向山委員 55億円の損失は前から報道されていましたが、継続的に県民に説明をしていく責務があると思います。広報紙やホームページなどを通じた情報開示が行われていますが、ホームページでは、数年前に横内知事の答弁内容が掲載されていて、それ以降の継続的な経営改善に向けた取り組みについての情報は、更新されていないと思います。現在の状況を年度ごとでもいいので報告をするべきだと思いますが、改革プランを含めて、広く県民が知ることができるような取り組みを行っていくのかをお伺いしたいと思います。

河西環境整備課長 ホームページの更新がスムーズに進んでいないことについては、大変申しわけなく思っています。
環境整備事業団の財務状況は、毎年県が実施している出資法人の経営評価において、外部有識者からなる経営検討委員会がありますが、審査を踏まえた財務状況の評価結果を県ホームページにも掲載するとともに、報道機関に情報提供して県民に知らせています。環境整備事業団のホームページでも、事業報告及び財務状況を公表していますが、さらにきめ細やかに掲載するよう努力してまいります。

向山委員 この外部評価というのは、出資法人の経営評価だと思います。同事業団は5年連続D評価です。7,000万超の赤字が出ているなど、D評価にならざるを得ない理由は多々あると思いますが、評価だけを見ると、県民に理解されないところが多くあると思います。もともと損失額があって、経営努力をして縮減できたということを県民に見せていけば、評価は上がると思います。そういう努力を行う考えがあるのでしょうか。

河西環境整備課長 財務状況の評価ポイントは、項目ごとに細かく記載されていますが、もっとわかりやすく県民に情報提供ができるよう検討していきたいと考えております。

向山委員 損失額があって、経営改善の努力が行われていることは承知しています。こ

れまでどれだけ努力して赤字を縮減してきたか、もしくは今後していくのか、わかりやすく県民に示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

河西環境整備課長 現在の経営努力の内容は、維持管理事業費の縮減、要員の配置見直しです。わかりやすく説明してまいりたいと考えております。

藤本副委員長 明野処分場が閉鎖されて、今日まで定期的に生活環境の調査が行われていると思います。県内外を見ても、廃棄物処分場が埋め立て処分量に到達せずに閉鎖された事例は、私自身今まで聞いたことがありません。今後、施設の維持管理をしていく上で、明野処分場を観光資源として有効活用していくことが私自身必要だと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

河西環境整備課長 明野環境整備センターは、埋立地からの浸出水が、北杜市と締結した公害防止協定に基づく排出基準を満たすまでは、適正に維持管理を行っていく必要があると考えています。

今後の有効活用の方法は、廃止のめどが立った時点で、地元の市や地権者等の意向を踏まえ、幅広く協議を行い、決定していくものと考えています。

藤本副委員長 今後、ほかの自治体、もしくは他の広域自治体で処分場を建設するときに、この事例がプラスの材料として扱われることもあると思いますので、ぜひ委員会等協議の場で発言していただきたいと思います。いかがでしょうか。

河西環境整備課長 今後、協議の場が開催される際には、跡地利用についての考え方を検討していくことになると思いますが、地元の市や地権者等の意向を踏まえ、考えていきたいと考えています。

(山梨県曾根丘陵公園)

市川委員 収支状況について伺います。

指定管理施設の管理は、本来指定管理者が行い、外部に委託する際は必要最低とすべきと考えます。特に外部委託費の割合が高いと思いますが、御意見をお聞かせください。

若尾都市計画課長 外部委託業者は、指定管理者が選定し、信頼と実績がある業者に委託を行っております。委託の方法は随意契約となっております。

県としては、委託先が暴力団関係者でないことの確認や、モニタリングにより、契約内容の確認、監査等により不正がないかを確認しております。

市川委員 指定管理者は県の指名を受けているような業者ですか。

若尾都市計画課長 手元の資料によると、外部委託費は、植栽の伐採、間伐の経費が高くなっていますが、私の記憶の限りでは、県の参加資格を持っている会社になっているものと思われます。

市川委員 私はそう思いません。ですから、しっかり調査して報告してください。

若尾都市計画課長 手元の資料では確認できませんので、再度調査させていただきたいと思っております。

市川委員 わかってないのであれば、あとで報告しますとか答えなさいよ。

若尾都市計画課長 申しわけありません。確認して報告したいと思います。

向山委員 曾根丘陵公園は、甲府市南部の観光スポットとして、また、子供と一緒に遊ぶことができる子育てスポットとして、県内外から人気を集める施設だと思います。インターネットでは、県外からの肯定的な意見もあります。一方で、快適なトイレ環境の整備、子育て中の保護者が利用しやすくなるような整備等を行っていただき、利用者数の増加に向けて努めていただきたいと思います。

若尾都市計画課長 多くの利用者に快適に利用していただけるよう、引き続き施設の管理、整備に取り組んでいきたいと思っています。

市川委員 曾根丘陵公園は、多額の指定管理料を払って、指定管理者に広大な土地の管理を委託しておりますが、この公園を管理する必要があるのか伺いたと思います。

例えば、市や町に無償譲渡して、毎年の指定管理料をなくすとか、公営を廃止し民間に売却すれば県の収入になるとか、そういうことについて県はどのように考えておりますか。

若尾都市計画課長 曾根丘陵公園は、多くの県民に利用されています。その理由は、遊具を初め施設内の維持管理が指定管理者によって適切に行われているからであると考えております。今後も指定管理制度を活用して、適切な維持管理を行っていく必要があると考えております。

当公園は、市町村の域を超え、広域利用を目的した公園であることから、県が整備、維持管理を行っており、市町村への移管は行わない方針であります。

また、民間への売却のためには公園の廃止が必要になります。公園は県民の憩いの場や子供たちの遊び場といった機能のほか、防災活動拠点や避難場所としての機能を有しており、県民の生活の中で必要な施設であると考えており、引き続き県が公園として管理を行っていききたいと考えております。

市川委員 おっしゃることは大変よくわかりますが、県の公園は、甲府市内にあっても、私が住む上野原地域にはありません。上野原市は、よく県の玄関口だと言われているのですが、県の施設は何もありません。その辺のところについては、部長さんどうですか。

丹澤県土整備部長 都市公園は、県内の全市町村に配置するものではなくて、エリアごとに配置しています。富士・東部地区にはウェルネスパークがあります。いろんなテーマ、立地状況、利用の方法がありますので、工夫してエリアごとに配置しているということです。

山田（七）委員 アンケート結果によると、遊具広場やバーベキュー場の東屋・屋根、トイレに関する要望等が出ています。いつごろからこういう要望が出ているのか、また、県と協議しているというような話が出ておりますけれども、協議の方向性についてお伺いしたいと思います。

若尾都市計画課長 まず、東屋の増設については、公園管理者である県が、この施設の改修に合わせて検討しています。

また、トイレ施設の増設については、施設の設置場所に課題があり、利用者の利便性の向上のため、洋式化に向けた改修に取り組んでいます。

いつごろから要望があったのかですけれども、今回のアンケート結果が平成26年度からの集計になります。そこまでは確認ができますが、それ以前にこういう要望があったのかどうか確認できませんが、恐らくトイレについての要望は昔からあったものだと思います。

山田（七）委員 県民が要望していることに関して、ある程度いつごろまでに改修するという計画を出していかないといけないと思います。いつごろまでに改修を進めていくのかという方向性はないのでしょうか。

若尾都市計画課長 トイレの改修に関する要望は確かに多く、洋式化に向けた取り組みを進めています。時期を明確には言える段階ではないので、できるだけ早く対応していきたいと考えております。

山田（七）委員 利用者が楽しく、いい思いをして遊んでいただけるよう、早急に対応していくべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

また、子育て世代ばかりではなく、障害を持った方がリハビリや、癒やしを求めて来ることも多くなってくると思います。私も何回か行ったことがあります。階段が多かったと思います。障害者、高齢者のためのバリアフリー化や、障害者用トイレの整備が必要だと思いますが、考え方をお伺いいたします。

若尾都市計画課長 バリアフリー化については、園路から研修センターまでの通路にスロープをつけるなど努めております。また、トイレについても、多目的トイレの改修を行っているトイレもございます。

当該公園のバリアフリー化は、おおむね対策済みですけれども、今後も利用者の声に可能な限り応えていきたいと考えております。

※ 指定管理施設 山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園【教育委員会】 関係

質疑

（山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園）

早川委員 県立美術館の指定管理は、SPS（サントリーパブリシティサービス）と桔梗屋とKBS（甲府ビルサービス）の3社で請け負っていますが、それぞれの役割と連携体制があると思います。そこで、どのように連携を図って業務を行っているのか、お伺いします。

村松学術文化財課長 株式会社SPSは、管理運営と広報事業を行っております。レストラン・カフェの運營業務については、桔梗屋がレストラン運営責任者を置き、行っております。主に建物のメンテナンスなど施設管理業務については、KBSが行っております。各社の統括責任者を支配人が統括するという体制を構築しております。それぞれが、朝礼や幹部同士の定期的な情報交換会を通じ、全体的な管理の効率化に努めております。

早川委員 幹部同士の意見交換についてですが、本委員会が現地調査を行ったり、ふだんも訪問することがありますが、もっと連携を深めてもいいのではないかと

声をよく聞きます。例えば、桔梗屋は広報活動に参画していないとのことですが、中央高速道路では、サービスエリアに桔梗屋の商品が販売されているなど桔梗屋のブランドイメージがあります。また、首都圏にあるサントリーグループもブランドイメージがあります。各社の宣伝力を生かして、県立美術館をもっとPRしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

村松学術文化財課長 サントリーグループでは、サントリー美術館との連携、サントリーグループが発刊している雑誌への掲載、また、サントリー登美の丘ワイナリーとのスタンプラリーの共同開催など、県立美術館の広報に努めています。

桔梗屋では、美術館40周年記念の桔梗信玄餅を甲府駅等のJR各駅で販売するなど、ブランド力を生かした取り組みを行っております。

早川委員 ぜひ、桔梗屋にも情報発信を行っていただきたいと思います。

次に、県立美術館では、以前はナイトミュージアムを開催したことがあると思いますが、全国的には夜間コンサートや映画会の開催、また、ユニークベニューやフリーマーケットの会場で使用するなど、本来の目的とは違った方法による集客が行われており、山梨県立美術館も夜間営業に取り組んでいくべきと思うのですが、いかがでしょうか。

村松学術文化財課長 開館時間は、条例で規定されております。株式会社SPSは他の美術館の指定管理も行っており、例えば、島根県立美術館、山口県立美術館、(追加)山口県立萩美術館等では、開館時間を延長している例があるようです。営業時間の延長については、指定管理者の意向を確認しながら、研究してまいりたいと考えております。

ユニークベニュー利用についてですが、最近では、昨年12月、東京都美術館では、東京都に改称してから150周年を迎えたことから、その連携イベントとして、美術館でレセプションパーティーが開催されたと承知しております。他県の取り組み事例も踏まえ、一般来館者への影響を考えながら、どのような形で実施できるのか検討してまいりたいと考えております。

早川委員 美術と芸術全般に関係してくるので、波及効果が期待できるような取り組みを行っていただきたいと思います。

次に、現地視察を行ったときにも感じたのですが、利用者の意見にもありますが、外国人の来館者への対策が十分ではないと思います。昨年、来県した外国人が200万人を超えたという実績がある中で、英語の表示、説明が少ししかないように感じます。その点が改善されていないように思えるし、今後どうするのかお伺いします。

村松学術文化財課長 日ごろから、外国人観光客を国中に誘客するため、観光部局と連携して、山梨県立美術館が日本を代表するミレーの美術館であることを情報発信することが大事だと考えております。

外国語による解説の充実という点についてですが、現在は、案内表示を英語、パンフレットとホームページは、英語、中国語、韓国語、フランス語の4カ国語に対応しています。作品については、英語での音声ガイドンズを行っておりますが、経費が発生する取り組みになりますので直ぐに取り組むわけにもいかないと思いますが、外国語案内の作品数をふやしたり、作品を解説する言語をふやすなど、さまざまな観点から、美術館の充実に向けて検討していきたいと考えております。

早川委員

作品に対する英語の説明文は、ぜひふやしていただきたいと思います。

前回本委員会で審査したときも、我々はミレーの美術館ということで県立美術館に注目していましたが、今、そういう感覚が薄れてきています。来年は、県内9市町村で10競技の東京2020オリンピック・パラリンピックの事前合宿が行われます。フランスも事前合宿が行われますが、本県に来るヨーロッパ人がふえると思います。これを機に、世界有数のミレー美術館として、フランスをキーワードに、美術館を強くPRしていくべきだと思いますが、このことについてもう一度お伺いします。

村松学術文化財課長 PR活動は、観光部等が実施する観光商談会等の誘客イベントがありますので、連携をして情報発信をしていこうと考えております。

また、山梨県立美術館に関するフランス語のリーフレットなどを商談会等で配布するほか、在日フランス商工会が発行する機関誌、雑誌への美術館の記事を記載していただくよう、現在依頼をしています。

引き続きさまざまな機会を捉えて、山梨県立美術館が日本を代表するミレーの美術館であることを海外に発信していきたいと考えています。ことし、来年と、ミレーの代表作が海外に貸し出されます。山梨県にあるミレーの作品であるということをパンフレット等で周知し、アメリカやオランダに向けて、情報発信を行ってまいりたいと考えております。

早川委員

前から言っていますが、フランスの美術館と山梨県立美術館で連携協定を結ぶことはできないのでしょうか。

村松学術文化財課長 協定相手の意向を確認しつつ、まず、具体的に何が協定でできるのか、協定を結ぶことによるメリットは何かなど、文化交流という幅広い観点からも考える必要があると思います。山梨県立美術館と意見交換を行いながら考えていきたいと思っています。

早川委員

最後に視点が変わりますが、県内小中学校、高校の日帰り遠足による来館は、昔と比べると減ってきていると思うので、ふやしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

村松学術文化財課長 県内小中学校との博学連携については、県において、総合学習の時間に積極的に美術館を活用してもらうよう働きかけたり、あるいは職場体験の受け入れ、出前授業を通じて、また、学校の先生には鑑賞研究会等に参加いただき、平成30年度は165件、7,000人強が利用しました。

引き続きワークショップの開催などを通じて、小中学校、高校の生徒の利用促進に努めていきたいと考えております。

市川委員

外部委託費について伺います。

指定管理者制度では、本来、指定管理者が施設管理を行うものであり、外部委託業務は必要最低限とすべきだと考えております。特に、外部委託費の割合が高く感じられます。そこで、外部委託する際の契約方法、癒着や不正などに対する県のチェックはどのようになっているのか、伺いたいと思います。

村松学術文化財課長 指定管理者については、プロポーザルを通じて選定された業者との基本協定を結びますが、外部委託を行うに当たっては、基本協定の第7条により、

県の承認が事前に必要となっております。施設管理の外部委託は、エレベーターの保守や水質検査、薫蒸など専門性が求められる業務のみ、指定管理者から事前相談があり県が必要と認めた場合に行われています。来客施設であり、貴重な展示物もあり、適正な管理運営が不可欠であることから、外部委託を認めています。

契約方法と経費チェックの関係ですが、指定管理料はあらかじめ4年間決められています。結果として赤字決算になっても、県からの補填はありません。このため、指定管理者が外部業者と不当に高額な契約を締結するなどの癒着は、みずから収支を悪化させることを意味するので、想定しておりません。

チェックについてですが、契約方法や執行状況は、毎年、事業報告書、モニタリング調査で書面により確認するとともに、年2回、指定管理者と県の話合いの場において、外部委託の状況についても確認しております。

志村委員 8月8日の現地調査のときにいただいた追加資料の内容確認ですが、平成30年度の観覧者数について、美術館19万2,067人、文学館2万4,434人で、そのうち障害のある方がどのぐらいかという資料をいただきました。この観覧者数は、常設展及び特別展の人数と書いてありますが、概要説明書に載っている観覧者数と人数が合っていないので、どちらの数字が正しいのか、あるいは読み方が違うのか、その説明をお願いします。

村松学術文化財課長 人数の違いについてですが、片方は観覧者だけではなく、利用者の数字も含まれた数字ですので、双方の数字にそごがあります。企画展、常設展など作品を見に来た方の数と、関連イベントも含めた数が含まれているのか含まれていないのかで合計の数字が違っているということですが、詳細な内容については、確認を行い、後ほど改めて説明させていただきます。

志村委員 参考までに、どのようなイベントが開催されて、どのぐらいの方がいらっしゃったのか、委員会の審査は本日で終わりますが、追加で資料をお願いしたいと思いますけど、委員長いかがでしょう。

白壁委員長 志村委員から資料提出の要望がありました。各委員の御意見を伺いたいと思います。委員会として資料提出を求めるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

白壁委員長 委員会として資料提出を求めます。
(質疑後、各委員に資料配布が行われた)

志村委員 それでは、1点目の質問です。所蔵作品、展示品等の撮影と情報発信について、昨年ミレーの絵を撮影してもいいという企画があり、賛否もいろいろあったとお聞きしました。県内には、民間も含めて美術館が幾つもありますけれども、ある美術館では、所蔵作品を写真に撮って、SNSで発信してくださいますという取り組みをしているところもあります。山梨県立美術館でも観覧者のSNSによる情報発信を有効活用する方法を検討していただいて、利用者数と満足度の向上につなげていくことが必要ではないかと考えますが、これについて御見解をお願いします。

村松学術文化財課長 昨年、県民の日限定で、来館者にミレー作品の撮影を許可したところで

ございます。貴重な作品の写真が撮れてうれしいという御意見と、逆に、シャッター音が鑑賞の妨げになるという御意見もありました。こうした御意見を踏まえて、県の附属機関である、学識経験者等で構成される美術館協議会で、今後どうするか議論したところであります。その議論でも肯定・否定双方の意見がございました。よりよい展覧環境と利用者の満足度の向上をどのようにうまく融合させていくのかが課題となっており、引き続き館内での撮影許可を検討してまいりたいと考えております。

志村委員　　よろしく申し上げます。館内全エリアではなくて、例えば子供の作品を展示する企画もあつたりしますので、身近なところから取り組んでいくことも考えられます。重要な展示品の撮影許可というのは、いろいろ影響があるでしょうから、単に情報発信をすればいいというものでもないと思います。

2点目の質問に移りますが、県の直営部門と指定管理部門に分かれています。法令等の制度上の課題、運営上の課題、改善点があるのかどうかお伺いします。

村松学術文化財課長　委員の御指摘を踏まえ、館内での撮影について検討してまいりたいと思います。

2点目の質問についてですが、法令上は、県の直営部門と指定管理部門に区分して運営を行っていくことが義務付けられているわけではありません。

一方、指定管理を行っている全国で美術館17館のうち、約65%に当たる11館が、本県と同じように、学芸部門を直営、管理運営を指定管理部門に分けておりますが、大きな問題が生じているとか、運営上支障が出ていることはないと考えております。

志村委員　　3点目の質問に移りますが、ミュージアムショップは直営部門とのことですが、ミュージアムショップを指定管理の対象としていない理由をお聞かせください。仮に指定管理者がショップを運営するとした場合、何か課題があるとするばどのようなことなのか、お願いします。

村松学術文化財課長　ミュージアムショップの運営については、山梨県立美術館の開館に当たり、ボランティア活動を通して美術館を支えたいという機運が高まり、高野孫左衛門さんを会長とする美術館協力が創設され、以来、展示解説や施設の案内などのボランティア活動を行うほか、県から施設の一部使用の許可を得て、来館者のおもてなしの一環としてミュージアムショップを運営することとなった経緯がございます。美術館協力は、美術館の運営上重要な役割を果たしており、平成21年に指定管理業務への移行を検討したとき、ミュージアムショップの運営については、美術館協力をに任せることとなりました。

次の指定管理期間に入ったときに、ミュージアムショップの運営を指定管理業務とする場合の課題ですが、美術館協力会との今後の協働のあり方について、協議・調整をすることなどが大きな課題です。また、当該業務を指定管理とすることの是非について、仕様書の作成を含めて、総合的に研究していく必要があると考えております。

志村委員　　美術館、文学館どちらにもショップがあり、協力会が運営しています。そして、協力会が非常に重要な役割を果たしてきており、これからも協力会の存在なくしては美術館の運営はできないと、私はそんな印象を持っています。ミュージアムショップが収益を上げて、何年かに一度は作品等を寄贈していただい

ている実績もあり、そういう中で本当に担当職員がお骨折りをされているということですので、教育委員会としても、外部に対して、いい意味でしっかり情報発信して、説明していただきたいと思います。

今回の審査では、ミュージアムショップは県の直営部分であり、指定管理部門ではないので、これ以上ミュージアムショップについてお尋ねするつもりはありませんが、しっかりと運営して、美術館協力会への支援体制を整えて、情報発信にも取り組んでいただきたいと思いました。この点について、いかがでしょう。

村松学術文化財課長 ミュージアムショップでは、現在も桔梗屋さんから商品づくりのアドバイスを受けていますが、今後も指定管理者と連携して、より魅力的な商品を揃えられるよう努めていただきたいと考えております。

また、経費の状況をしっかりチェックして、透明性を図っていききたいと思っております。

志村委員 桔梗屋さんが運営するレストランについても、利用者から改善を求める意見が出ているのではないかと思います。桔梗屋さんでは、どんな改善を図って対応しているのか、お願いいたします。

村松学術文化財課長 利用者からはお褒めのことばをいただいています。サービスや料理の味に関して、利用者から否定的な意見が出ることがあれば、その場合は、店長が現状を把握して、緊急に対応する必要があるものは翌日の朝礼、そうでないものは定期的に行われるミーティングでスタッフと情報共有を行って、対応していくことになっております。

志村委員 美術館、文学館、芸術の森公園の3施設を運営していく上で、美術館には美術館の設置目的、文学館には文学館の設置目的があります。美術館では、県民への教育的効果、文化振興というような基本的な方針のもと、県の直営部門と指定管理部門に分かれて、レストランの運営であっても、ミュージアムショップの運営であっても、基本方針を大事にして運営していただきたいなということを感じました。

美術館も、時代の変化に応じていくことが必要になってくると思いますが、そもそもの設置目的を踏まえて、指定管理部門でも県の直営部門でも運営していただきたいという意見です。御見解があればいただいて、終わりたいと思います。

村松学術文化財課長 委員御指摘のとおり、時代とともに美術館、文学館に求められるものは変わってきています。例えば、ミュージアムショップやレストランは、昔はついでに立ち寄る施設でしたが、今の時代、おいしい料理を提供することも重要になってきていますので、時代の変化を踏まえて、今後もよりよい美術館、文学館となるように、指定管理者とともに対応していききたいと考えております。

臼井委員 まず、来館者から駐車場の混雑についてかなり御意見があることについてですが、私は、施設利用者ではない車も駐車していると感じています。これに対してどのように対応しているのか。

大型バス等の出入りもあると思いますが、交通事故防止など安全面にどのように配慮しているのか。駐車場に関しては、KBSさんが対応していると思いますけれども、その点を伺います。

村松学術文化財課長 まず、駐車場の目的外利用についてですが、24時間以上連続して放置している車があるのか確認しましたが、そういう車はないとのことでした。ただ、夜間だけとめている車の特定は非常に困難な状況ではありますが、実際にそういう状況が確認された場合は、まずはフロントガラスに警告ビラを貼ることから始まって、最終的には警察と相談しながら対応を考えていくことにしております。

次に、安全対策についてですが、観光バスの利用が予想されるときには、事前に駐車場管理を行うセクションと、予約を受け付けるセクションで情報を共有するとともに、土日祝祭日は警備員を増員しています。警備員がそれでも足りない場合は、アルバイト等で誘導員をふやすこともあります。

臼井委員 駐車場の件は、夜間に車がとまっているのかではなく、日中の時間帯に結構混雑していて困るという意見だと思うので、開館時間帯に目的外利用の車がとまっている可能性があるのではないかとということです。その点どのように対応しているのかお聞きしたいと思います。

また、大型バスへの対応について、土日祝日は警備員を増員しているということですが、平日に大型バスの出入りがある場合、どのような配慮をしているのか伺いたいと思います。

村松学術文化財課長 開館時間帯に目的外利用車があるのかについては、指定管理者にも今後確認したいと思いますが、今のところ、長期不法駐車をしている車があるかという照会に対して、そのような車は確認されていないという回答です。引き続き、そういう車がないか調査をしたいと思います。

次に、大型バスへの対応についてですが、土日祝祭日は警備員を増員しますが、平日についても、たくさん大型バスが来るような情報があれば、警備員をふやす等の対応をとっています。

臼井委員 平日に関しては警備員がいないこともあるとのことですが、どうやって目的外使用の車はないという確認を行ったのでしょうか。

村松学術文化財課長 駐車場を管理しているところへの聞き取りや目視で、そういう車があるかどうか調査をしたということです。

臼井委員 私が伺いたかったのは、ずっと警備員を配置されているわけではないと思いますが、どのような方法で目的外使用の車がないと確認したのかということです。駐車場について非常に困っているという来館者の声がアンケートでかなりあるということですから、どのように確認しているのか伺います。

村松学術文化財課長 今はっきりとお答えできませんので、調べさせていただきます。

臼井委員 確認いただいて、教えていただければと思います。

続いて開館してから何十年もたっていますが、敷地内、あるいは施設内を清潔に保つことが大変重要かと考えております。アンケートで、清掃や手入れの状況について、来館者へのアンケート項目に追加してもいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

村松学術文化財課長 トイレを含めて館内の清掃については、館内に置かれているアンケート

とは別に、調査費により業者が調査をしているのですが、そこには館内の清潔さについて調査項目がございます。ただ、館内に置いてあるアンケートには、そういう項目がないので、広く意見を聞くためにも、項目を加える方向で検討していきたいと思っております。

臼井委員 お願ひします。8月8日の現地調査で訪問したときに、トイレに入ったときに、モップが目の前にかかっていた。余り大きなトイレではありませんでしたが、清掃用具が目の前にかかっているのもいかがかと、いろいろ理由はあるのかもしれませんが、来館者の意見を反映していく仕組みを検討いただきたいと思っております。

村松学術文化財課長 確かに短い時間であっても、掃除用のモップが人目につくようなところに出ているのはあってはならないことだと思います。指定管理者にも十分気をつけるようお伝えするとともに、清掃が一番重要ですので、徹底するように働きかけていきます。

臼井委員 続いて、美術館設置から40年以上が経過して、施設が老朽化しています。説明資料を見ると、エアコン設備の修繕のお金がかかっているようですが、特に、電気・機械設備など、今後大規模な修繕が必要になるのではないかと考えますけれども、そこら辺についての考えをお伺ひします。

村松学術文化財課長 建物等の大規模修繕については、今年度から県の公共施設等適正管理推進事業、いわゆる長寿命化事業により、計画的に老朽化対策に取り組むこととしており、今年度は9月、来月から受変電設備の工事を行います。10月以降に順次、非常用発電装置や空調施設等の大規模修繕を県が主体となって実施していく予定となっております。

また、指定管理者の定期点検をもっと厳格に行って、異常が起きそうな箇所を事前に把握して、不具合が起こる前に小規模修繕により対応して、大規模な不具合が生じないように努めてまいりたいと考えております。

臼井委員 ぜひ計画に基づいて適切に対応していただきたいと思っております。

次に、芸術の森公園の利用者数の計算方法についてですが、美術館と文学館の利用者の合計となっている理由を伺ひたいと思っております。

村松学術文化財課長 美術館、文学館の利用者は、各展示施設への観覧者や講堂・研修施設等で開催される行事への参加者と、指定管理者が行う自主事業への参加者の合計ということになっております。

芸術の森公園を散策する方も多く見受けられますけれども、その方々の人数を算定することは不可能であることから、芸術の森公園の利用者は美術館と文学館の利用者の合計としています。

臼井委員 確かに芸術の森公園の利用者数は、実態把握は難しいところだと思いますけれども、美術館と文学館の合計で芸術の森公園の利用者数を算出するということまで、あえてしなくてもいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

村松学術文化財課長 芸術の森の公園を訪れるほとんどの方は、美術館、文学館の入館者、または関連イベントに参加している方々ということですので、純粋に芸術の森公園のみを利用する方の人数は、全体からすれば割合はわずかなものだと考えて

おりますが、委員御指摘のとおり、今後は利用者数の掲載は行わない方向で行政経営管理課と調整をしていこうと思っております。

向山委員

他の委員の質問と重なる部分もありますので、端的にお伺いします。現地視察の際に、指定管理者が考える課題が2点あると伺いました。1つ目は、甲府駅などからの交通アクセス、バス路線など公共交通の充実がされていないこと。もう1点が、先ほど臼井委員からもありましたが、駐車場の確保。特に満車となった場合の対応です。施設の所管部局として、具体的にどのような対応を考えているのでしょうか、お伺いします。

村松学術文化財課長 美術館、文学館に設置されているアンケートの結果では、路線バスで美術館、文学館に来る方は約10%程度です。また、バス乗客数について、ICカードを利用した方のみ確認を行ったところですが、バス1本当たり数名程度の御利用があるということがわかりました。これは交通アクセスの情報が得にくいことにも起因していると考えられますので、美術館までのバスの運行情報などをホームページでわかりやすく案内してまいりたいと考えております。ただ、増便については、既に休日については2便増便されており、これ以上の増便を依頼することは考えておりません。

次に、美術館の駐車場が満車のときの対応についてですが、美術館周辺は既に市街地が形成されているために、新たな駐車場を造成することは難しい状況にあります。現在、駐車場は、乗用車345台、大型バス16台、身障者用6台の広さですが、休日は美術館前の中北建設事務所の駐車場を開放して駐車スペースの確保に努めております。

また、満車となることを極力減らすため、企画展のチラシに公共機関の利用案内を掲載したり、あるいはイベントの主催者から、来場には乗り合わせで来てもらうようなことをお願いすることを周知して、多くの方々に駐車場を御利用いただけるよう取り組んでいます。

4月から6月にかけて開催された「デザインあ展」のように、本当に多くの方が短期間に集中することが見込まれるときは、貢川交番近くに臨時駐車場を借りるなどして駐車場の確保に努めることもございます。

向山委員

交通アクセスと駐車場の両方に関してですが、指定管理者と連携をとりながらいい形に進めていただきたいと思います。路線バス増便の依頼は考えてないとのことですが、実際に美術館に来た方々だけではなく、観光客全体のニーズを把握して、山梨を訪れたけど何で美術館に行かなかったのか、あるいはどういう交通アクセスがあれば行くことができたのか、観光部と協議していただいて、甲府の一番の観光名所として県立美術館の取り組みを進めていただきたいと思います。交通アクセスが改善されれば、おのずと駐車場の利用者台数の減少にもつながると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

村松学術文化財課長 観光部が行う入り込み客数の調査への調査項目追加の相談など、何かしら対策を考えたいと思います。

向山委員

次に、外国人誘客に向けた取り組みの強化策についてお伺いします。

当局の説明によると、総観覧者数のうち外国人観光客が占める割合は約1%ですが、施設の所管部局としてどのように評価しているのでしょうか。

また、来年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、山梨県とフラン

スの交流が活発化していくと思いますが、この好機をどのように生かしていくお考えでしょうか。特に、事前合宿地として10市町村のうち、9市町村がフランスの事前合宿地となります。国中地域の観光拠点として、中長期的な取り組みについて所見を伺いたいと思います。

村松学術文化財課長 まず、山梨県に来る外国人の割合ですが、観光部が行っている観光入り込み客調査によると、富士山周辺では約7.5%、283万人が来県しています。これに比べて、美術館に来る外国人の割合が1%というのは少ないと考えておりますので、外国人観光客の割合をふやす取り組みを今後進めていく必要があります。

また、県内9市町村がフランスのオリンピックの事前合宿地となりますので、報道関係者を含め、実際にフランスから来た方々への情報発信として、美術館のパンフレットの配布ができないか、今考えています。

また、国中地域にどのように観光客を誘導するかは、観光部だけでなく県としての中長期的なテーマです。観光部とともに観光商談会に参加し、日本を代表するミレーの美術館であることを周知したり、スタッフの日常英会話の習得支援など、外国人観光客に対するサービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

向山委員 観光部との連携も必要になると思います。1%という数字は、外国人観光客がふえている中では少ないと思います。県全体として、40年以上経つミレーの美術館について考え直して、オリンピック・パラリンピックを契機に、取り組んでいく必要があると思います。世界的に有名なミレーの美術館として、40年前には大きなニュースになったわけですから、県全体で考えていかなければいけないと思います。少しでも多くの方、特にフランス人が県立美術館に足を運んでいただけるよう、具体的な取り組みを早期に示していただきたいと思います。

1つだけ、プレ事業のホームページがありますが、山梨県のところに一言も山梨県立美術館の名前も、ミレーの名前も出てきません。こうしたことをもう一度見直して、オリンピック、本当に情報発信をしているのか、ミレーという名前をどこでどう使っていくのか、当時の先人の皆さんが、どういった思いを抱いて、農村、農民、あるいは大自然という意味合いでミレーを誘致したのか、もう一度職員がしっかり考えて、観光部と連携して取り組んでいただきたいと思います。

村松学術文化財課長 委員のおっしゃることを指定管理者と共有し、全庁を挙げて何ができるのかしっかり研究していきたいと思います。

山田（七）委員 山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園の3施設について伺います。

先ほどから、答弁の中で、来館者の満足度の向上、おもてなしという言葉が出てきました。来ていただいた方に気持ちよく帰っていただくためには、スタッフの来館者に対する対応が重要になってくると思います。

また、来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催され、外国人観光客が多く訪れます。東京オリンピック・パラリンピックのキーワードもおもてなしで、すばらしい絵、そして、お客さんに対する日本人のおもてなしも、当然外国人が求めて来ると思います。そういう中で、スタッフの対応、展示室における声かけや、障害者、子供への配慮が十分ではないとの否定的な意見がござ

います。こういった意見に対して、美術館、文学館で、どのように取り組んでいくのか、県としてどのように指導していくのか、お伺いします。

村松学術文化財課長 利用者からの御意見としては、具体的に子供にわかるような説明が欲しいとか、あるいは、声を出してしまうような障害者もいるので、事前に声かけをして誘導する等の対応が必要だという意見があったと伺っております。こういう意見に対しては、状況を正確に確認して、早急に対応すべきものは朝礼などにおいて全職員に情報共有して対応を指示するとともに、長期的な課題については、定期的な幹部会、あるいは県との年2回の話し合いで、検討しているところです。

休館日に子供をメインターゲットとした特別展の検討やロールプレイングの実施などの研修を行い、職員のサービスのスキルアップを図っています。

山田（七）委員 朝礼などでの情報共有も必要だと思いますが、専門的な講習会、研修を受けることも必要だと思います。そういう取り組みというのは何かしているのでしょうか。

村松学術文化財課長 S P Sでは、おもてなしとか、企業の受付とか、そういう講習会を企業から委託されて開催していますので、自前で指定管理施設の職員に対して、本社から講師を派遣して研修を行っています。

山田（七）委員 美術に対する県民の知識、教養の向上を図り、県民文化の発展に寄与することが美術館の設置目的にあるわけですけれども、目的を達成するためには、県内の小中学校、高校としっかり連携することが重要だと思います。校外学習とか、美術や図画工作の授業の一環として、美術館を利用することも考えられると思いますが、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

村松学術文化財課長 主に県の直営部門において、総合学習の時間に積極的に美術館を活用してもらおうよう働きかけたり、職場体験の受け入れ、出前授業など、さまざまなことをやっておりますが、指定管理者の自主事業においても、例えばキッズプログラムということで、こども美術館ではがきをつくろうとか、アートカードで遊ぼうなどの子供向けのプログラムをつくって、主に小学生に来ていただくような取り組みを行っています。

文学館でも、文学教室ということで、主に朗読会を開催したり、永井荷風に親しむってということで、風鈴をつくろうという取り組みなど、小中高の方々に来てもらえるような取り組みをしております。

山田（七）委員 子供向けのプログラムを企画していることは、先ほども答弁にありましたけれども、実際問題、小中学校といかに連携して子供の来館者をふやしていくのか、具体的な取り組みは何かしているのでしょうか。

村松学術文化財課長 具体的な取り組みとすれば、それぞれの学校において美術館、文学館でのイベント等を紹介するなど、情報発信をしております。

また、先ほど修学旅行の誘致の話もありましたけれども、関東エリアを中心とした中学と高校には、修学旅行誘致のためのダイレクトメールを発送しています。

山田（七）委員 修学旅行の利用の件数はわかりますか。

村松学術文化財課長　すぐにお答えできませんので、確認させていただきます。

藤本副委員長　現地視察で伺ったときにも障害者も作品を楽しめるよう、どのように取り組んでいるのか質問しました。実際に現地を視察したときに、視覚障害者のための作品は2カ所あり、年間同じ作品を展示していると伺いました。視覚障害者へはボードを使って説明しているということですが、今後、担当部として障害者も作品を楽しめるよう、どのように取り組むのか、お聞かせください。

村松学術文化財課長　美術館では現在、視聴覚障害者に対しては「手でみるミレー」、文学館では音声案内を行っており、また、展示による案内表示などを行っていますが、バリアフリー、あるいは障害者に対応する展示の内容、あり方については、今後さらに検討する必要があると考えています。ただ、限られた予算で何ができるのか、優先順位を含めて検討していきたいと考えております。

※　　**県出資法人 公益財団法人長田ふるさと財団【県民生活部】、指定管理施設 山梨県立介護実習普及センター、山梨県立梨の実寮【福祉保健部】、県出資法人 公益財団法人やまなし産業支援機構、指定管理施設 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨【産業労働部】関係**

質疑

(公益財団法人長田ふるさと財団)

臼井委員　投資有価証券の地方債の購入についてが、決定に至る詳細な経緯について伺います。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱）　当財団は、3種類の投資有価証券を保有しており、定款と財産運用管理規則に基づいて理事会、評議員会の承認を得て、買いかえ時期において、最も安全かつ有利な債権を購入しています。

直近では、平成28年4月に1億円の20年償還の名古屋市債と、1億円の10年償還の北海道債を購入しています。そのときの購入の経緯としては、当時運用していた5年償還の2億円の大阪府債が平成28年4月27日に償還期限を迎えることから、平成27年度から事務局において検討を開始しました。当時、世界情勢、日本銀行のマイナス金利政策などにより、著しい低金利が続いており、5年、10年債権よりも高い利率が見込める20年債権での運用を検討しました。

ただ、2億円を全て20年債にしてしまうと、運用利回りが好転した場合に対応できないというリスクがありますので、運用益の確保と金利上昇によるリスクを回避するため、2億円のうち1億円を20年債権で、残る1億円を10年債権で運用するという方針案を事務局から提案し、平成28年3月の理事会、評議員会で審議、承認されました。

平成28年4月27日の償還日以降、購入可能であり、国債よりも高金利が見込まれる地方債を証券会社と相談の上、一番安全で有利なものを購入したということでございます。

臼井委員　名古屋市債、北海道債とか、いろいろありますが、大和証券株式会社甲府支店から購入とのことですが、どういう経緯があるのでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱）　この債権は、他の証券会社でも

買えるわけですが、大手証券会社のほうが、大口を持っているため、以前から利用していた大和証券から購入することとしました。

臼井委員 甲府には、大手と呼ばれる証券会社が幾つかあると思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 確かに、幾つか大手と言われる証券会社があると思いますけれども、当財団では以前から大和証券とつき合いがあったということと、そのほかの証券会社から購入しても変わりはないので、大和証券から購入しました。

臼井委員 購入金額としては非常に大きいと私は思っていますし、購入すれば大和証券に手数料を支払うことになると思います。今までの経緯があったということは承知しましたが、しっかりと比較検討した上での判断なのか、今後していくべきなのか、そこら辺はいかがでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 3億円の10年償還の長期金融公債を持っていますが、令和4年に償還期限を迎えます。それに向かひまして情報収集しまして、購入をするときに最も安全かつ有利な債権を購入していきたいと考えているところでございます。

白壁委員長 答弁漏れじゃないでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） すみませんでした。幾つかの証券会社から情報を得ながら比較して、最も有利で安全なものを購入したいと考えております。

臼井委員 理事会で最終的に決定しているというお話だったと思いますが、役員名簿を見ると、弦間県民生活部長、岡会計管理者の名前が役員名簿にも入っています。大和証券でのみ購入することについて、十分な議論が行われているのかどうか。細かいこともわかりませんが、そういったところも含めてしっかりと議論して、ほかの証券会社と比較をしっかりとしていく必要があるのではないかと考えております。昔からのつき合いがあるからという理由は、いかがなものかと思えます。ぜひ、そういったところをお願いしたいと考えております。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 次期、令和4年度の購入に際しましては、証券会社を比較検討し、理事会で十分に説明、審議していただき、購入したいと考えております。

山田（七）委員 当該法人は福祉、教育、文化、国際交流活動の促進を目的とした財団であると承知しておりますが、これまで助成した事業の活動内容と評価についてお伺いします。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 5事業が助成対象になっており、障害者や高齢者スポーツ及び文化活動の振興事業、あるいは国際文化交流及び海外派遣の促進事業、生涯学習及び地域文化の振興事業、地域づくり推進事業、看護の促進事業などに助成をしています。

昭和63年に助成事業を開始して以来、平成30年度までで345事業に対

し、約1億6,000万円を助成しています。例えば、健常者と障害者が一緒になってつくり上げる山の都ふれあいコンサートとか、日本の伝統文化を子供たちへ継承していく事業、自然の中で英会話レッスンや異文化体験プログラムを実施するキャンプ事業などがあります。

このような福祉、教育文化、国際交流など幅広い分野で民間団体の自主的な活動を助成することにより、助成自体は単年度事業ですが、その後もその活動が地域に広がって地域に根づいた活動につながっていると考えています。

山田（七）委員 345事業に助成してきたという答弁があったのですが、評価は誰がどのようにするのか。また、評価に値しなかった事業について、どういう対応をしているのかお伺いいたします。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 評価といいますか、事業の成果になります。各地域で事業が行われることによって、地域の活性化につながってきていると考えています。

山田（七）委員 事業の成果を誰が行っているのか、評価する組織があるのか、教えていただきたいと思います。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） そういう組織的な評価は行っておりません。各年度、事業に対して助成をしていく中で、その事業がどのように地域に根づいていくのかは、報道や、地域を見ながら考えられるのではないかと思います。

山田（七）委員 いずれにしても、お金を交付して事業が行われるわけですから、事業に対する適正な評価を行う場を設けなくちゃいけないと思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 各年度、理事会、評議員会には事業報告をしています。いろんな分野から理事、評議員に就任いただいておりますので、理事会、評議員会でも事業を見守っていただこうと思っています。

山田（七）委員 いずれにいたしましても、事業に対してしっかりと評価をする場を設けていただきたいと思います。

次に、県内の多くの方から助成事業の申請をしていただきたいと思います。周知をどのように行っているのかお伺いします。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 周知については、平成25年度から、山梨日日新聞に新聞広告を出しております。

また、県内の公立施設、学校、金融機関、報道機関など約270カ所にあるボランティアボードに掲載しています。県内にある約480のNPO法人には募集チラシを送付しております。

そのほか、NPO情報ネット、当財団のホームページでも周知をしています。

なお、平成30年度には当財団のホームページをスマートフォン対応とする改修を行っておりまして、若い世代を初めスマホ利用者にもより一層の周知を図っています。

山田（七）委員 最後に、事業への助成額は各年度で決まった金額であると思いますが、助成

の申請に対する審査基準はどういうものなのか、また、どういう組織が審査しているのか教えてください。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 当財団に運営委員会を設置しており、運営委員会は、やまなし文化学習協会、国際交流協会、ボランティア協会、障害者福祉協会、看護協会の外部の5人の運営委員と、県民生活部次長が構成員となっております。

運営委員会では、申請があった事業の公益性、有効性、実現性、経費の適正性等を検討しながら、審査をしています。

（山梨県立介護実習普及センター）

志村委員 介護保険制度が創設されて19年を迎え、センターも20年を超えており、介護保険を取り巻く状況は大分変わってきています。

8月8日に現地調査を行い、私も福祉プラザには何度も足を運んでいます、センターのあり方を見直していく必要があるのではないかと感じています。

この点について、県の見解をお願いいたします。

斉藤健康長寿推進課長 高齢化が進行する中で要介護認定者の増加や、介護期間の長期化などにより介護ニーズは増大しています。社会、環境が変わる中で、誰もが当事者や介護者として支える立場になる可能性があるということは十分承知をしています。

センターでは介護に関する知識、技術の普及、また、家族介護者を支援する役割を果たしており、利用者数も増加傾向にあります。

本年度から4年間、新たな指定管理期間が始まりましたが、今期は、これまでの研修、相談、展示などに加えて、介護ロボットの活用講座、終末期における介護者ケアに関する研修を取り入れて、社会情勢の変化や利用者のニーズの変化を踏まえた事業に取り組んでいます。

県としては、引き続き利用者ニーズを捉えながら、時代に合った研修や講座になるよう、指定管理者と連携して取り組んでまいります。

しかしながら、御指摘のとおり、介護保険制度を取り巻く状況も今後変化が想定されており、次期指定管理の更新に向けて、社会情勢、県民ニーズ、市町村が行っている研修などの状況の十分な把握に努め、検討してまいりたいと考えております。

志村委員 指定管理期間もありますし、今回の指定期間終了後のあり方も見据えて、展示されている福祉用具も、センター開設当時は、センターにしかなかったものもあったと思うのですが、今、民間の事業者もふえて、やはり継続していくのであれば、県が運営する意味を明確にしていく必要があると思います。その辺をしっかりとまた検討していただきたいと思います。

斉藤健康長寿推進課長 次回の指定管理更新に向けて、市町村等が行っている研修などの状況やニーズなどを十分把握して検討してまいりたいと思っております。

臼井委員 福祉用具の展示がセンターのメイン事業の一つだと思っておりますが、8月8日に現地調査を行い、福祉プラザ内の展示コーナーの場所がわかりにくい、そして薄暗いという状況が確認できました。

福祉プラザのハード面の問題もあると思いますけれども、建物の入り口の電気がついていないとか、いろんな問題もあると思います。多くの県民に展示品

を見て、触れてもらうためには、早い段階で工夫が必要になるのかなと思っています。そこを伺いたいと思います。

齊藤健康長寿推進課長 福祉プラザの1階は会館の共用スペースという制約がある中で、できる限り利用者にわかりやすい案内表示となるよう、これまでも努めてきたところでございます。

今回、展示コーナーの場所の案内を工夫するべきとの意見を委員からもいただきました。県民が当センターを訪れようとする際に、展示コーナー等の場所がわかるよう、案内板等の表示について設置する方向で準備を進めております。

また、引き続きホームページやリーフレットなどにおいて展示室の案内についても工夫しながら多くの県民に来所していただき、利用しやすい展示室を心がけて運営したいと思っております。

向山委員 センター開設から20年以上が経過し、かなり利用者のニーズや環境が変化しています。開設した当時は、県が行わなければ行き届かない情報、サービスがあったのだと思います。しかし、インターネットの普及や市町村独自の取り組み、民間企業の事業が行われるようになり、利用者の要望に答えられてきているのではないかと思います。

こうした中、県の施設として今後も運営を続けていくのであれば、県が行っていくことの意義を県民に理解していただくことが必要だと思います。

今回、私も本特別委員会に所属することになり、部局審査や現地調査を行い、センターでもいろいろ取り組んでいることを承知しました。

これから老朽化した設備や、機器の更新を行っていくことを考えると、多額の費用がかかるのではないかと思います。今後、存廃も含めて、センターのあり方を考えるべきではないかと思いますが、令和4年度までの指定管理期間で私はセンターの在り方を検討すべきと思いますが、県としてどのように考え、検討していくのか、所管部局の見解をお伺いします。

齊藤健康長寿推進課長 今年度から4年間の新たな指定期間が開始したところであります。県としては、今後の利用状況、本委員会委員からいただいた御意見を踏まえ、次期更新に向けて、社会情勢、県民のニーズ、市町村の研修状況、民間企業の取り組み状況などを踏まえて、しっかり検討してまいりたいと思います。

向山委員 委託料の総額が1億4,500万円余り、単年換算では約3,600万円を支出しており、このうち人件費が約3分の2を占めているようです。

この金額が適正なのかどうか、高いか低いかは、いろんな捉え方があると思いますけども、これだけの金額を投じるのであれば、個人的には市町村がいろんな講座を開設するなど、それぞれの地域で自主的に行う事業に対して助成する方法のほうが有効的ではないかと思います。

現地視察でも、甲府以外の地域の委員からも、甲府の人じゃないとセンターに行きにくいし、郡内、富士北麓、峡北地域などいろんな地域でできるかといったらそういうわけでもないですから、各市町村が開設するとか、サテライトのような方法も考えられます。

委託料の金額がそれほど変わらずに推移しているようですが、今年度、指定管理期間が更新されるに当たって、どのような議論を行い、委託料の金額を決定したのか少し疑問に感じたのですが、答弁いただけますでしょうか。

齊藤健康長寿推進課長 新たな指定管理期間に入るに当たっては、これまでの利用状況、利用

者の満足度などを踏まえて検討を行ったところです。

ただ、福祉用具の展示や研修、相談対応などに取り組んでいます。委員ご指摘とおり、社会情勢がいろいろ変わっている中で、次の指定管理期間の更新に向けて、検討を行ってまいりたいと思います。

山田（七）委員 展示品の販売についてお伺いします。現地視察したときに、展示コーナーにさまざまな介護用品が展示してありました。その場では販売しないということで、パンフレットでは販売業者を紹介していたのですが、紹介している販売業者の選定は、どのように行っているのかお伺いします。

斉藤健康長寿推進課長 福祉用具の販売や貸与を行う事業者については、法令等に基づき県の指定を受けております。展示されている福祉用具の購入や貸与を希望している方については、県から情報提供を受けた指定事業者の一覧がありますので、利用者が知りたい情報、例えば定休日、販売や貸与の区分などの情報をつけ加えて、福祉用具取扱事業所一覧という冊子を作成して、配布し、事業者選定の際の参考にしていただいています。

個々の業者を県が勧めているわけではございませんので、冊子などを見ていただいて、利用者が判断しているものと思っております。

山田（七）委員 業者を紹介したときに、一つの業者に利用が偏ってしまうような影響も出てくると思うのです。

そういう中で、業者の選定に対して公平性をしっかりと担保していく必要があると思いますが、具体的にどのように取り組んでいるのかお伺いします。

斉藤健康長寿推進課長 福祉用具取扱事業所一覧は、県の指定基準を満たした事業所一覧であり、個別に事業者を推薦するものではなくて、利用者が事業者を自由に選べるようになっておりますので、公平性は保たれていると考えております。

また、センターに展示されている福祉用具は、外部有識者を含めた介護機器普及事業運営協議会の中で公平性に配慮しながら、優良な機器を選考しています。

なお、介護保険法を適用して福祉用具の貸与を受ける場合、ケアプランに位置づける必要があるため、介護支援専門員にも相談するよう、あわせて助言を行っています。

藤本副委員長 主な業務の中で、民間企業や自治体で取り組むことが極めて困難な事業とは、どのようなものなのか教えてください。

斉藤健康長寿推進課長 民間企業や市町村では、例えば、入浴機器や介護ベッド等の介護機器の整備や、研修を行うに当たっての人員体制の確保、民間企業の場合で採算上の問題など、さまざまな理由から、なかなか取り入れることが難しいと思われるものがあります。

一部市町村では、基礎的な介護教室などを開催している事例もありますが、当センターでは、家族介護者がベッドや入浴機器などを実際に用いて実技で介護技術を学ぶ講座や、高齢者疑似体験から介護を学ぶ講座などを行っています。そのような民間企業や市町村では行っていない取り組みを、当センターでは行っています。

藤本副委員長 今、課長が教えてくださったセンターの事業は、私も決して無駄だと思って

いません。しかしながら、他の自治体や民間の事業者は、研修にしても、相談対応にしても、展示にしても、しっかり考えて取り組んでいるものと思いますので、志村委員や向山委員が指摘したように、センターにおいて時代に合った取り組みを今後ぜひ検討してもらいたいと思います。

斉藤健康長寿推進課長 次の指定管理期間の更新に向けて、社会情勢や県民のニーズ、市町村の研修等の状況などを十分に把握に努め、検討してまいりたいと思っております。

鷹野委員 現在、介護実習普及センターが行っている事業には、各市町村、民間企業の事業と類似したものがあることは承知しています。県がどうしても行わなければならない事業があるのか、あるとすればどのような事業なのか、御説明ください。

斉藤健康長寿推進課長 一部市町村では、家族介護者向けの基礎的な介護教室などを開催していると承知しております。

民間企業においては、費用面等の理由で導入が困難な先進的な福祉機器の展示や紹介、市町村などでは実施されていない研修、規模の小さい市町村では開催が困難な研修などもあると思っております。

そのようなことを踏まえ、県の指定管理業務として、市町村を支援する役割を果たし、県民の介護を学びたいというニーズに的確に対応していきたいと考えています。

鷹野委員 規模の小さい市町村というのは、おそらく中山間地域のことだと承知しております。センターの講習会への参加状況を見ると、センターに近い地域の方々が非常に多く利用していると見受けられます。地域間の格差、ニーズが偏在していることをどのように捉えているのか。

また、県では取り組んでいない地域にもニーズはあると思いますが、そういう地域の中でも、例えば民間企業などが講習や研修を開催していることがあるのではないかと思います。

つまり、誰がどこで補完しているのか、県にお伺いします。

斉藤健康長寿推進課長 介護実習普及センターでは、地域間格差、ニーズの偏在を解消するため、5名以上の団体から申し込みがある場合は、出前出張講座を開催しています。県内のどの地域でも出前出張講座を受講できます。

昨年度は、認知症サポーター養成講座や入門介護講座などを行った実績がありますが、アンケート調査の結果からは、中北地域のお住まいの受講者が多く、センターが所在する甲府市から遠い峡南地域や富士・東部地域にお住まいの受講者が少ないという状況は承知しています。

補完という点については、民間企業や市町村では、費用対効果の面から、全て補完しているのかというと、なかなかしていないのではないかと考えております。

そういう意味でも、センターができるだけ県民のニーズを把握して、対応できるようにしていくとともに、甲府市以外の講座の開催につきましては、引き続き、指定管理者と検討をしてまいりたいと思っております。

鷹野委員 しっかりとニーズを把握していく中で、県が事業を行う必要性が見えてくるものと思います。ほかの自治体や民間企業の取り組みと重複した事業は避けて、

広域的に県じゃないとできない事業を効率的に行ってもらいたいと思っております。

介護保険は市町村が主体で行うもので、県の役割は非常に限られた部分です。今後、見直しをするに当たっては、その辺をしっかりと捉えていただきたいと思います。

斉藤健康長寿推進課長 次の指定管理期間の更新に向けて、県民のニーズや社会情勢、市町村の研修状況などを十分に把握し、検討をしてまいりたいと思っております。

(山梨県立梨の実察)

志村委員 部局審査において、個別施設計画を策定しない方向で、今後、民営化を含めて検討していくという答弁がありました。具体的な検討スケジュールについてお尋ねします。

小澤障害福祉課長 今後の梨の実察の管理運営は、公共施設等総合管理計画に基づく施設の長寿命化の検討とともに、民間への譲渡の可能性などを検討していくこととしております。

スケジュール的には、年度内を目途に結論を出したいと考えています。

志村委員 長寿命化の検討と、民営化を含めた施設のあり方の検討について年度内を目途に行うということは、民営化という結論が出なかった場合には施設を長寿命化していくことを検討するということでしょうか。

施設自体が老朽化しているので、長寿命化は待ったなしだと思います。施設のあり方の検討と、民営化の検討は同時に行うことは想定していないのですか。

小澤障害福祉課長 長寿命化は再整備を含んだ意味でございますが、民間移譲と平行して検討してまいるということでございます。

現時点では、民営化ありきで進めているわけではありません。

志村委員 仮に完全に民営化していく場合、課題としてどのようなことが考えられるのか、お伺いします。

小澤障害福祉課長 梨の実察は開設以来40年が経過しています。これまで県立施設として、利用者やその家族、地域の住民を初め県民の理解を得ながら、運営してきました。

仮に民営化した場合にも、引き続き県民の期待に応えていくことが最も重要であり、そのことを担保していくことが第一の課題であると考えております。

志村委員 指定管理者である社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会は、平成30年度の報酬改定で、就労継続支援B型・就労移行の報酬単価が下がったため、訓練等給付費収入が減収したようです。短期入所の関係でも収入が減少しているようで、収支差額が年々減少してきている状況です。

梨の実察の施設の更新を検討していかざるを得ないと思いますが、民営化を含めて検討する場合、県が設置をしている施設ですので、県が責任を持って再整備を確実に行わなければいけないと思いますけれども、これについての見解をお願いします。

小澤障害福祉課長 委員御指摘のとおり、梨の実寮は既に建設から40年が経過し、老朽化が進んでおり、施設の再整備が一つの課題であると認識しています。

そのために、長寿命化に向けた検討を今進めており、平行して、民間への移譲等の可能性を検討していきたいと考えています。

なお、民間に移譲する場合は、県で責任を持って再整備をした上で、譲渡するという考え方も一つあると思いますけども、その際も課題が幾つか出てくるかと考えております。課題をしっかりと整理した上で、検討を進めてまいりたいと考えております。

志村委員 過去の事例では、ライトハウスさんの施設を再整備して、ライトハウスさんに買い取っていただいたことがあると思います。

梨の実寮も同じように県が施設を再整備して、民営化するという方法は、私はあまりよくないと思います。

建てかえて、買い取ってもらう手法は、例えば、商業系、観光業の施設と福祉の施設では、明確に考え方を分けたほうがいいと思います。県が責任を持って施設を再整備した上で、民営化する場合、買い取る事業者に過剰な負担をさせないようにするとともに、事業者にしっかりと障害福祉サービスを維持してもらうことが必要だと思います。

県の方ではどのように考えているのかお伺いします。

小澤障害福祉課長 民営化する場合、施設の運営が安定して継続されることが第一です。

一方で、買い取った法人の経営基盤がしっかり継続していくことは重要でございまして、先ほど具体例を挙げていただきましたが、青い鳥成人寮を平成28年に売却した事例についてですが、施設を整備して売却したものですから、かなり売却費用が高くなり、買い取ったライトハウスさんに過剰な負担が生じていたということは承知しています。

今回、県が再整備を行った場合も、現有施設の資産価値を高めてしまうこととなります。もう1点、民間法人が仮に整備を行う場合、非常に有利な国庫補助制度、県の補助制度があります。そういう制度の活用を視野に入れながら、県が直接整備をすることは慎重に検討すべきだと考えています。

志村委員 今答弁していただいたスタンスで検討していただけたらと思います。

民営化して、どの法人が買い取るにしても、十分な施設更新のための資金があるわけではないと思うので、梨の実寮の指定管理者である法人は、育精福祉センター成人寮の指定管理を受けているし、同法人が設置したみだい寮の運営と一体的に行っており、本県の知的障害児者福祉の中核を担っており、今後の活動にも期待されていると思います。

今後、県が検討を行うに当たっては、指定管理者と緊密に連携していただいで、できるだけ早い段階で方向性を見出して、進めていただきたいと思います。

小澤障害福祉課長 当法人につきましては、自傷他害の恐れがある知的障害者、地域生活へ移行することが難しい非常に重度な知的障害をお持ちの方の支援を中心に行っており、本県では非常に重要な役割を担っていると認識しています。

県としては、障害の重度化に加えて、障害のある方の高齢化や地域生活への移行など、さまざまな課題に的確に対応していく観点から、専門性の高い研修の実施や、施設整備への補助などにより、法人の運営を支援する中で、緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

志村委員 最後に、梨の実寮のエリアには、作業棟やシイタケの栽培施設棟など、倉庫や物置が老朽化しています。梨の実寮が今後も円滑に運営できるよう、付帯施設も含めて、施設の維持管理にも取り組んでいただきたいと思います。

小澤障害福祉課長 現指定管理者制度の中で、修繕等の役割分担が決まっています。基本的には、その役割分担の中で、県と指定管理者が責任を持って、修繕等に対応し、利用者の利便の向上に努めてまいりたいと考えております。

臼井委員 虐待防止、防犯対策の取り組みについて、できる限り具体的に教えていただければと思います。

小澤障害福祉課長 虐待防止の取り組みは、全職員に対して、虐待防止の手引書を配付しており、施設内で年5回の研修を実施しています。

また、職員みずから虐待防止に関するセルフチェックを年2回実施して、評価結果を確認することで、職員一人一人が虐待防止に関する認識を深めています。引き続き、虐待防止に向けた職員の資質向上に努めていくという形で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防犯対策ですが、平成28年度、相模原で事件が起こった年に、防犯カメラを正面玄関、裏口、居室付近の3カ所に設置をしました。

また、警察に直接通報する装置を整備して、防犯マニュアル、危機管理マニュアルを整備して、施設内研修を通じて全職員に周知し、防犯訓練も年1回開催しています。

不測の事態に対応できるよう、しっかりと対応をしてまいりたいと考えております。

臼井委員 虐待防止のため年5回研修を行っているとのこと、大変多い回数の研修だと思いますが、非常に今いろんな問題、事件が起きておりますので、本当に楽しくやっていただきたいです。万に一つでも、虐待があった場合、私は即刻この指定管理者との契約を取り消してもいいのではないかなと思うぐらい、非常に重要な問題だと思います。ぜひその部分についてはお願いします。

また、防犯対策についても、相模原で大変悲惨な事件であったわけですので、防犯カメラを設置したからいいという問題ではないと思いますので、さまざまな取り組みを継続して行っていただければと思います。

小澤障害福祉課長 虐待防止に関しては、職員のみならず、県としても、訪問、指導等の場を通じて、指定管理者に強く防止の取り組みを強化するよう求めてまいりたいと考えております。また、施設の利用者、あるいは保護者からのアンケートなどを通じて、できる限りの把握に努めてまいりたいと考えております。1件でもそういったことがないよう努めてまいりたいと考えております。

また、防犯対策につきましても、今後も警察、消防等関係機関の協力を得ながら、防犯訓練を定期的に行ってまいりたいと考えています。

山田（七）委員 志村委員の質問に関連しますが、施設ができてから40年という時間が経過し、障害者にとっての利便性は当時から変わってきていることを踏まえて、施設内の段差、手すり、トイレ、お風呂などバリアフリー化を含めて老朽化した施設の再整備が行われるものと思うのですが、現状で利用者が不便で、使いづらいと思われるような課題があったら教えていただきたいと思います。

小澤障害福祉課長 現在老朽化している施設の課題ですが、入所者の高齢化が進んでいまして、平均が50歳を超えています。

そうした中で、やはり施設内の段差解消に可能な限り努めていくことは必要かと考えておりますし、トイレも和式のみだったものが、足腰が弱くなってきているに伴い洋式化すること、手すりがついた広めのトイレを整備していくことも課題になっています。

ただ、トイレは、平成29年度に約900万円を県が負担して整備したところであり、今のところトイレについては対応できているのではないかと考えています。

山田（七）委員 今回の説明でいろいろ取り組んでいることはわかりましたが、現状、利用者にとって何か不便なところはないということでしょうか。

小澤障害福祉課長 施設は2階建てですが、エレベーターがないため、階段で行き来しております。階段はそれほどきつい勾配ではありませんが、使いづらさを感じているという話を聞いています。そういった課題については、長寿命化の検討、先ほど志村委員からもお話がありましたように再整備等、民間移譲も含めて検討してまいりたいと考えています。

藤本副委員長 この施設における防災への取り組みと対策についてお聞かせください。

小澤障害福祉課長 梨の実寮においては、例えば火災や地震、土砂災害等を想定した避難計画に係るマニュアルを策定しています。

また、全職員と利用者が緊急時の対応を相互に確認できるよう、年15回、避難訓練を実施しています。その年15回のうち12回は、毎月、火災や地震が夜間に発生することを想定して、夜間に避難訓練を実施しています。

また、隣接している御勅使川ですが、浸水が想定される区域内に梨の実寮がありますので、水防法に基づき避難確保計画を策定して、南アルプス市と連携しながら有事の際にはしっかり対応していくこととしています。

藤本副委員長 ふだんから訓練が行われているということで安心してはいますが、今課長が言われたように、とりわけ夜間の災害への対応が大事になってくると思います。先ほどの御説明ですと、梨の実寮にいる方の年齢も上がっているということで、職員ができることも限られていますので、市だけでなく近隣住民とも連携していただき、予期せぬことが起きないように今後も努めていただきたいと思います。

小澤障害福祉課長 引き続き訓練などを通じて、しっかり有事の際に対応できるような体制を整えてまいりたいと考えております。

(公益財団法人やまなし産業支援機構)

早川委員 産業支援機構が甲府市の大津にある中で、富士・東部地域の企業、産業に対する経営指導、相談業務をカバーするよう、従前から富士・東部地域の拠点の開設を提言してきましたが、先般、富士・東部地域にサテライトオフィスが設置されたことはよかったですと思います。

そこで、改めてこの概要と体制についてお伺いします。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） まず、富士・東部地域のサテライトオフィスの概要ですが、富士・東部地域の企業の利便性を高めるため、山梨県産業技術

センターの富士技術支援センター内にサテライトオフィスを開設しました。

企業の経営基盤強化や新事業展開等の相談に対応するとともに、企業への巡回訪問、経営相談を通じて、さまざまな経営相談、経営課題の解決を図ってまいります。

体制についてですが、サテライトオフィスでは、経済産業省の委託で、やまなし県よろず支援拠点の富士・東部地域のコーディネーター1名による経営相談を中心に、支援機構の担当職員、知的財産権、事業承継、下請改善事業等の専門アドバイザーによる経営相談を実施しています。

早川委員 よろず相談を行っている人は、中銀OBかと思います。その方が、今まで甲府に通っていたり、電話対応をしていたので、サテライトオフィスの設置はよかったですと思います。富士技術支援センターに設置されたということで、富士技術支援センターの研究開発機能とサテライトオフィスの経営相談が連携していくことが重要だと思います。どんな効果を目指しているのかお伺いします。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 県の機関である富士技術支援センターとサテライトオフィスがしっかり綿密に連携していくことが非常に重要です。

県では、昨年4月に医療や先端繊維分野の支援を強化するため、富士技術支援センター内で研究開発支援棟を整備しました。

研究開発、技術支援、事業化支援を行っている富士技術支援センター内に、新製品の開発や新事業の展開の相談を行うサテライトオフィスを設置することにより、研究から販売化、販路の拡大まで両者の機能を一通貫させて、さらなる企業支援の強化が図られるものと考えております。

早川委員 研究開発しても売れなきゃ意味がないので、サテライトオフィスとの連携をしっかりと生かしていただきたいと思います。

もう1点、産業支援機構の人材育成・人材確保事業について、従前から教育機関との連携が重要だと考えているのですが、県内の学校と産業支援機構との連携はいかがでしょうか。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 産業支援機構が教育機関から協力を得て行っている事業としては、県内中小企業の人材育成を目的とした経営、生産技術夜間ゼミナール事業において、山梨大学、山梨学院大学から講師を派遣してもらい、経営理論や、生産技術、工学理論等の夜間ゼミナールを開催している事例があります。

また、技術系人材の育成・確保のために行っている「ロボコンやまなし」では、実行委員会のメンバーに山梨大学工学部、産業技術短期大学校と山梨県立甲府工業高校の先生方に入ってもらい、若年層の物づくりに対する関心を高めています。

さらに、山梨県教育委員会が高校生の技術力向上、インターンシップの推進のために実施している工学系高校生実践的技術力向上事業及び担い手育成委員会にやまなし産業支援機構の職員が委員として参加しており、産業界が求める人材の確保等の提言を行っています。

早川委員 人材確保の面では、今、外国人労働者がよく話題になりますが、やまなし産業支援機構で外国人労働者の確保に向けた事業を行ってきたのか。また、今後行う予定があるのかお伺いします。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 外国人労働者関連の事業の実施状況ですが、外国人材の受け入れに関心のある県内企業者向けのセミナーを開催して、改正入国管理法の利用促進を図ってきたところでございます。

また、産業支援機構が行っている、プロフェッショナル人材のU・Iターンを促進する山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点事業においては、登録人材派遣会社を通じ、高度専門技術を有する外国人のマッチングを行ってきました。

早川委員 今後一層需要がふえていくと思うので、取り組んでいただきたいと思います。次に、国内販路開拓支援の中で、商談会が行われたようですが、大切なのは、商談後の成約件数や、フォロー体制だと思いますが、最後のところまでやっているのでしょうか。

雨宮企業立地・支援課長 商談会や工場見学会の成果についてですが、年度末に、参加企業に対して商談成約調査を実施し、把握に努めています。

商談の結果、直ちに成約になることはまれで、成約までの折衝は半年から数年に及ぶことが通常となっております。

このような中、昨年度に商談が行われた総数387件のうち、2件につきましては既に成約したところでございます。それ以外の案件については、商談継続中であり、今後さらに成約に至るケースが出てくるものと思われま

す。このような中で、その後のフォローですが、商談会や工場見学会へ参加した受注を希望する企業については、やまなし産業支援機構の職員などが個別に企業を訪問して、商談状況に応じたアドバイスや、継続して折衝を行う手法等について助言を行っています。

また、商談会や工場見学以外にも、県内外の企業から、「県内の企業に発注したいが、よい企業はないか」といった相談があります。その際には、商談会や工場見学会に参加した受注希望企業の中から、マッチングの可能性のある企業を優先的に紹介しています。

早川委員 成約は2件とのことですが、その後ふえていくと思うので、ビジネスベースで難しい点がありますが、ぜひ可能な限り県でフォローしていただきたいと思います。静岡県ではフォローにしっかり取り組んでいると聞いているので。

最後に、産学官・医工連携医療機器支援事業について、開発を8件着手したとのことですが、ビジネスベースでその後どうなったのか教えていただきたいと思います。

有泉新事業・経営革新支援課長 8件というのは、平成30年度分で開発に着手した件数として、医療機器の開発には大変時間かかりますので、この8件は、まだ市場には出ていないものになります。

早川委員 今後も継続して取り組んでいただきたいと思います。

従前から医療機器分野を成長産業に位置付けており、長崎知事が医療立県ということで今後も医療機器分野の産業振興に注力していくと思いますが、随分注力していくということを聞いているので、どんな体制で取り組んでいくのか、最後にお伺いします。

有泉新事業・経営革新支援課長 資料に載っている事業は、本年度の予算ベースで書いているものなので従前と内容が変わりがないということでございます。

メディカル・デバイス・コリドー構想を長崎知事が掲げられ、具体化に向け

た計画を本年度策定することとしており、有識者から御意見を頂戴することとなっております。

県内各企業の意向を調査し、これまで連携して事業を実施してきた産業支援機構などとも意見を交換しながら検討を進めており、本県において、医療機器産業が発展できるような推進体制や、事業計画の基礎となる施策の方向性についても本年度検討していくこととしております。

臼井委員 まず、従業員や会社を守るための事業継続計画（BCP）策定支援について取り組みは行っているのか伺います。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 産業支援機構におけるBCP策定支援の取り組みですが、平成28年10月に山梨県と、大手損害保険会社並びに産業支援機構を含む商工支援団体により、事業継続計画策定支援等に関する協定書を締結して、相互に連携して、セミナー開催などにより、BCPの普及に取り組んでいます。

平成30年度は、大規模地震の発生を想定した実践的なBCP策定のためのワークショップを3回ほど実施したほか、商工団体経営指導員等向けの策定支援研修会を実施しております。

また、よろず支援拠点を含め、やまなし産業支援機構にBCP策定支援に関する相談があった場合は、専門家を派遣するほか、必要に応じて該当の商工会、商工会議所等の支援機関につなげています。

臼井委員 山梨県内の企業について、BCP策定率はどの程度になっているのでしょうか。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 少しデータが古いですが、平成29年度に実施した調査の結果によると、山梨県内の企業の28.7%が策定済みとなっております。うち、大企業は51.4%、中小企業は24.6%ということで、数字的にまだ策定が進んでない状況にあります。

臼井委員 全国と比較すると、中小企業で24.6%は決して低い数字ではないと思っております。ワークショップを平成30年度に3回開催したとのことですが、開催したときの参加状況がわかれば教えていただきたいのですが。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 3回ほど開催した中で、まず1回目が7月4日に開催したものでございますけども、参加企業数が22社39名でございます。

次に、2回目が富士吉田の商工会議所を場所として行ったものでございますが、9社19名の参加。さらには2月に開催したものにつきましては、7社12名の参加となっております。

以上でございます。

臼井委員 特に中小企業においては、BCPの策定は非常に難しいといわれています。多くの中小企業に参加いただいて、できる限り策定率を上げていくための支援をしていただければありがたいと思っております。

私が勤めていたところがBCPの研修会に行って、大手損害保険会社からいろいろとレクチャーを受けましたが、いろいろと質問して、「また連絡します」というから待っていたけど、連絡がもう何年も来ないということがありました。

ほかのところでもそういうことがあるかどうかわかりませんが、私が勤めていたところではそういうことがあったものですから。

いずれにしても、せっかく参加していただくのであれば、非常に大事なことだと思いますので、いい研修会にさせていただきたいと思います。その部分はいかがでしょうか。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 委員御指摘のとおり、事業継続計画をしっかりと作り上げていくことは非常に重要です。

ワークショップを初めとしてセミナーを引き続き開催していくことと、各地の商工団体の経営指導員などが企業を歩く中で、事業継続計画の必要性をしっかりと伝えて、伴走型、一緒になってつくっていくということ、支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

白井委員 伴走型であれば、研修会に参加した企業との連絡はしっかりとっていただけるようお願いしたいと思っております。

次に、多くの企業等の相談、育成、連携などを支援してきましたが、これからは、そういう入口の支援だけではなくて、しっかりとアフターフォローを含めた結果を重視していく必要があるのではないかと考えております。今後の考えや今やっている取り組みがあればお聞かせください。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 委員御指摘のとおり、入口だけではなく、支援を最終的に成果につなげていくことが非常に重要です。

そのため、各種支援事業において、しっかりとアフターフォローを現在行っています。

例えば、先ほど早川委員への答弁にもありましたが、商談会後のフォローを初めとして、研究開発の助成事業では実績報告書の評価を行い、必要に応じて企業訪問やよろず支援拠点による専門的な観点からのアドバイスを通じて助成事業の実効性を高めています。

また、設備貸与事業では、貸与後に企業訪問を行い、生産性や売上げの状況等について各種専門家の指導が受けられる体制を築いています。

やまなし産業支援機構では、中小企業の支援にたけたプロパー職員のほか、知財や事業承継、企業再生支援などの幅広い経営相談に対応できる専門家を多数擁しています。

人的な資源とネットワークを総合的に活用する中で、支援を受けた企業が持続的に発展できるよう引き続きしっかりとフォローを行っています。

白井委員 B C P策定もそうですが、ぜひ数値的な目標を持って効果的な取り組みを進めていただくことを期待して、私の質問を終わります。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 引き続き、しっかりと対応してまいります。

向山委員 中小・零細企業が一番直面をする課題に事業承継があると思います。事業承継について積極的な取り組みを進めるべきだと考えますが、現在の取り組み内容をお伺いしたいと思います。

雨宮企業立地・支援課長 事業承継についての取り組みですが、県では、平成29年4月に経済産業省の支援制度を活用して、事業引き継ぎ支援センターの事務局をやまなし産業支援機構に設置したところでございます。

これにより、コーディネーター4名が商工団体や金融機関と連携し、親族内承継や親族外承継、M&Aなど事業承継について支援を行ってきました。

さらに、親族内承継の支援を強化するため、本年7月からは国が推進しているプッシュ型事業承継支援高度化事業の事務局を同じくやまなし産業支援機構に置き、新たに設置したコーディネーター5名が企業を直接訪問して専門家派遣の調整や、承継計画策定の支援などを行っています。

今後は、プッシュ型事業の設置を受けて、プッシュ型事業については親族内承継、事業引き継ぎ支援センターについては、親族外承継とM&Aを中心に行うこととして、両事業の連携を図り、事業承継問題を一元的に支援することとしております。

さらに、商工団体、金融機関などの関係機関で構成する山梨県事業承継ネットワーク会議がありますが、会議の中で県内関係機関との連携をさらに進めて、事業承継を強力に促進してまいりたいと考えております。

向山委員

事業報告の相談実績を見ると、ここ5年で7.5倍近く相談件数がふえていると思います。これからさらに相談件数が多くなっていくのではないかと思います。

その中で、人口減少が進む中で、倒産、あるいは吸収合併を繰り返していく必要があるのではないかと思います。そうした意味で、M&Aの取り組み、具体的には企業譲渡、企業の売買について、今4名の相談体制であるとおっしゃいましたが、今後M&Aの取り組みを強化していくような考えがあればお伺いしたいと思います。

雨宮企業立地・支援課長 先ほど申し上げたように、引き継ぎ事業事務センターで4名の担当者を配置していますが、プッシュ型事業でもM&Aの相談を受け付けることで両事業が連携して進めていきますので、事業承継全体としては、ことし7月から5名をプラスして9名の体制にして、M&Aについても積極的に推進していきたいと思っています。

向山委員

特に山梨の企業経営者には、M&Aの認識を持っていない方もいると思いますので、いろんな手法もあることを知っていただくための取り組みも産業支援機構に進めていただければと思いますので、意見として終わります。

(山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨)

早川委員

施設の利用率が年間通して約40%ですか、これは努力していると思うのですが、課題である平日の施設利用の促進に向けてどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） アイメッセ山梨の利用は、景気の動向やそのときどきのイベントの開催の有無などにより、利用率が左右されています。

土日、週末は比較的リピーターによる利用が多く、ほぼ埋まっていますが、平日の利用率の向上が課題となっております。

平日の利用の促進に当たりましては、平成22年に映画の撮影で利用されたことを契機に、使い勝手のよさがロコミなどで業界に広まり、指定管理者が強力な営業を行った結果、CMやプロモーションビデオの撮影による利用が増加傾向にあり、施設利用率の向上につながっています。

今後とも、フィルムコミッション関連で観光部及びやまなし観光推進機構との連携を強化して、CM、プロモーションビデオ撮影関係の需要を積極的に取

り込むことで、平日の利用を促進し、施設全体の利用率の向上を図ってまいりたいと考えております。

早川委員

あんなに大きい施設は余りなくて、首都圏からもアクセスできるのはいいと思います。

従前から会議、イベント、大会等の誘致ということで、以前に議会で提言して、やまなし観光推進機構が、大会、研究会など全国的なMICEの情報を持つ日本コンGRESS・コンベンション・ビューローに参加しました。観光部ややまなし観光推進機構と連携して、「来年こういう大会があるからアイメッセ山梨に誘致する」というような取り組みも重要だと思いますが、いかがでしょうか。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） MICEの誘致につきましては、全国レベルでの関連団体とのネットワークが重要になることから、やまなし産業支援機構では、関東経済産業局や、日本展示会協会、全国展示場連絡協議会などと積極的な情報交換を行っています。

このほか、観光部とやまなし観光推進機構が行う観光説明会や商談会への出席や、首都圏、関西及び中京圏の旅行関連会社への営業に同行することなどにより、イベント開催情報の収集を行っています。

MICE誘致にはあらゆる機会を通しての情報収集が重要であることから、日本コンGRESS・コンベンション・ビューローの情報やノウハウを活用すべく、今後もやまなし観光推進機構と連携する中で、MICEの誘致を図ってまいりたいと考えております。

早川委員

利用者の意見にもありますし、現場で働いている人たちが言いにくそうなので、私が代わりに言うのですが、アイメッセ山梨の施設が設置から24年経過していて、設備が古いといえます。

特に、冷暖房設備の老朽化に関する声が非常に多くて、あんなに広いところで暑いとか寒いとかは困るので、計画的な修繕が必要と考えます。ぜひ現場の意見として、早急に対応していただきたいと思いますが、これについて最後にお伺いして終わります。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 委員御指摘のとおり、施設、設備の老朽化が進んでいることから、利用者の利便性に影響を与えないよう、必要な修繕、更新を計画的に行っていく必要がございます。

現状では指定管理者との協定書に基づき、修繕が必要な箇所については指定管理者と協議して、優先度の高いものから修繕等を実施しています。

冷暖房につきましても、昨年度空調のオーバーホールをしましたが、今後に向けては、県立施設にあつては平成27年度に公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。個別施設については、令和2年度を目途に、長寿化、改修の計画を検討することとなっております。

今後も予防修繕という視点を積極的に取り入れて計画的に修繕を行っていきたいと考えおります。

向山委員

交通アクセスについてお伺いします。環状道の延伸によって、マイカーを使ったアイメッセへの交通アクセスは向上すると思われる一方で、公共交通機関を利用したアクセスは存在しないと承知しています。甲府駅から直通の路線バスがなく、アイメッセ山梨から最寄り駅までは到底歩いて行ける距離ではなく、タクシーを利用しないとバスを使うことができない状態です。

山梨県の地場産業の振興、文化の振興を掲げているのであれば、県内利用者だけでなく、首都圏のマイカーを持たない層の利用を想定するべきだと思います。

そのためにも、公共交通機関によるアクセスの確保は喫緊の課題であり、現状をよしとしているのであれば、それは怠慢というべきではないかと思っています。

かつて、甲府駅からアイメッセ山梨までの山梨交通の路線バスも平成25年に廃線になりました。

廃線の議論が行われた当時の方は今ここにいないかもしれませんが、本来であれば、当時の議論で、代替案を考えておくべきではなかったかと思います。

もしくは、廃線にならないよう、山梨交通と協議をするべきだったと考えますが、議論の経緯も含めて、所管部局の御所見をお伺いします。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） アイメッセ山梨への交通のアクセス、代替案を考えておくべきではなかったかという質問に対してですが、現在ある代替案としては、甲府駅からの路線バスの廃止を踏まえ、指定管理者では、県外からの来客が見込まれるイベントの開催時などに、甲府駅とアイメッセ山梨間を往復するシャトルバスの運行事業者を主催者側に紹介して、自家用車以外でこの施設を訪れる利用者に対して交通手段を確保しています。

また、当時の議論の状況ですが、平成23年度末に山梨交通から運行廃止の申し出がございました。これを踏まえ、指定管理者でも施設利用者の利便性の確保のため、山梨交通のほか、当時赤字補填の補助金を交付していた甲府市に対して、存続要望を行いました。

甲府市としても、当該路線が生活路線であることから、存続のための方向性を探っておりましたが、最終的には、甲府市が地元住民の意向を把握した上で、当該路線の廃止に同意し、平成25年3月末に運行が廃止されたものと承知しております。

向山委員 代替案について、シャトルバスの運行を紹介しているとのことですが、事業者持ちですか。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 事業者による運行です。

向山委員 アイメッセ山梨のホームページを見ると、最寄りのアクセス路線ということでアイメッセ山梨へ、甲府駅からタクシーで25分、約3,300円と書いてあります。

甲府駅から山梨交通バスに乗って約25分かけて山梨大学医学部病院に行つて、そこからタクシーに5分乗ってアイメッセ山梨に着きます。電車の場合は、甲府駅南口から国母駅に15分かけて行って、そこからタクシーに10分乗って1,500円かけてアイメッセ山梨と書いてありますが、一般の利用客、県外から来る方がこの移動手段を利用すると職員の皆さんは思いますか。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） まずは、シャトルバスの運行について施設利用者に紹介しています。

部局審査において向山委員から公共交通機関によるアクセスについて質問がありましたので、山梨交通に再度お話をお伺いしたところ、利益が確保される、つまり、需要が見込める場合、もしくは需要がなくても運行の再開に伴う赤字補填が行われることが、路線バスの再開の条件という話がありました。現状は、

引き続きシャトルバスの運行を利用者のために確保するということになります。

向山委員

もちろん赤字路線だからこそ、路線バスが廃止されたのは重々承知しています。当時、甲府市が赤字補填をよしとしなかったため、このような結果になっていることも承知しています。地元アンケートしてみたものの、それほど路線バスの需要がなかったと。もちろん、人が乗らない路線なので、需要がないということが廃止の理由になるわけですが。

今回、本委員会で取り上げたのは、アイメッセ山梨の今後の方針として、公共交通機関によるアクセスがない状況でリニア中央新幹線が9年後に開業予定ですが、開業までの9年間、本当にこのままでいいのか、指定管理者はそれをよしとするのかを問いたいと思ったからです。

県内に住むマイカーがある方だけである程度の需要が予測できるイベントならいいですが、県外からも呼び込んでイベントを開催していただきたいと思うのであれば、相応の施策を指定管理者も県も考えなきゃいけないと思います。東京じゃなくて山梨でイベントをやりたい団体が、わざわざシャトルバスを自分で負担することまでやらなきゃいけない、あるいは、アイメッセ山梨を利用してもらうメリットを考えたときに、今後の公共交通機関によるアクセスについてどのようにして考えていくべきか、もう一度だけお伺いしたいと思います。

上野産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 施設を利用する立場としては、最寄りのJR駅からの路線バスによるアクセスがあることが望ましいのですが、運行会社との話し合いでも、路線バスの再開は現実的に非常に厳しいものがあります。

当時からの代替案として、施設の利用者であるイベント主催者にシャトルバスを運行していただくことで利用者の移動手段が確保されております。昨年度は施設利用が86件ありましたが、その約4分の1については、県外のお客さんがいらっしゃるとか、車を持たない学生さんたちの利用もあったため、シャトルバスが運行されておりました。

残りは、B to Bや商談会のような利用では、シャトルバスは不要と主催者が判断することもありました。当面は、シャトルバスの運行により、利用者の移動手段を確保していきたいと考えております。

向山委員

今、昨年度の利用件数の話がありましたが、今後より県外の方に利用していただくため、また、リニア中央新幹線の開業に向けて、路線バスのいろんな考え方、再編等もありますが、県と指定管理者とで協議して、もっと施設を利用していただけるような対応をお願いしたいということを見込んで終わります。

※ 県出資法人 公益財団法人山梨県国際交流協会、指定管理施設 山梨県立国際交流センター【観光部】、指定管理施設 山梨県立フラワーセンター、県出資法人公益財団法人 山梨県馬事振興センター、公益財団法人山梨県農業振興公社【農政部】関係、指定管理施設全体の共通事項に係る総括審査

質疑

（公益財団法人山梨県国際交流協会）

早川委員

この協会の相談事業の中で、法律相談や、国際交流をするにはどうしたらいいのかという相談がありますが、就職の相談の実績はあったのでしょうか。

小泉国際観光交流課長 過去5年間をさかのぼって確認しましたが、就職に関する相談はござ

いませんでした。

早川委員 国際交流協会では就職相談を受けてもいいのではないかと思います。ことし4月に入管法が改正されたことを踏まえ、外国人の就労相談、労働相談の体制を充実していくべきだと思います。相談体制の整備方針についての考えを伺います。

小泉国際観光交流課長 これまでは就職相談はありませんでしたが、入管法が改正され、県内に新しく外国人労働者が来ると思います。そこで、やまなし外国人相談センターを8月1日より立ち上げましたので、そのセンターが就職相談をハローワークや労働基準監督署など関係機関へ適切につなぐことにより、本県に就職を希望する外国人労働者のニーズに応えてまいりたいと考えております。

早川委員 就職相談への対応だけでなく、山梨県の慣習、生活文化に関するフォローも大切だと思うので、引き続きやっていただきたいと思います。
最後に、来月、世界的イベントのラグビーワールドカップ日本大会が開催され、本県がフランスのキャンプ地となります。また、来年は東京オリンピックが開催されますが、このような世界的イベントは、国際交流、多文化共生のチャンスだと思います。多文化交流事業が行われてきたのか、また、今後の予定についても伺います。

小泉国際観光交流課長 委員がおっしゃるように、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックは国際交流の大きな機会だと認識しております。
国際交流協会が主催する事業で、大きな国際イベントに絡めた行事、イベントは、残念ながら今年度行われておりませんが、国際交流協会の職員は東京オリンピック・パラリンピックの山梨県実行委員会の委員として参加しており、ホームページやFacebook等で大きなイベントに関する情報等を掲載するなど、機運の醸成のお手伝いをしているところです。
来年はオリンピック・パラリンピックもございますので、大きな国際的なイベントにタイアップできるような国際交流協会としてのイベントを検討してまいりたいと考えています。

杉山委員 まず、この国際交流事業について、具体的にどのようなことを行っているのかお伺いします。

小泉国際観光交流課長 国際交流協会で行っている事業は、多文化共生の社会づくり事業、国際交流、国際協力、国際理解と四つの柱で行っていますが、このうち、国際交流事業については、山梨県の歴史や文化などの見学や体験などの事業を行うほかに、ワールド・チャリティー・クリスマスや国際フェスタなどを開催し、県内在住外国人と県民との交流を図っております。
また、国際協力、国際理解事業では、それぞれ国際交流人材バンクの運営やオープンキャンパス「やまなしYIA国際塾」の開設、国際交流、国際理解のための高校生の主張大会などを開催し、協力、理解の促進を図っております。

杉山委員 今答弁にありましたが、国際交流により国際理解の基礎をつくるのが最も大切かなと思っています。昨今の韓国との外交問題を見ると、本当に重要だと感じています。国際交流事業は、交流相手の国の人々が日本に来て観光してもらい、交流する、あるいは日本人が海外に行って交流するという双方向の交流だ

と思います。以前は、県内の高校生や中学生が海外に行く事業に、国際交流協会がかかわっていたと思いますが、現在どうなっているのかお聞きしたいと思います。

小泉国際観光交流課長 委員御指摘のとおり、高校生を海外に派遣する事業を以前、当会が行っておりました。平成23年度当時、国際交流課が、平成24年から平成26年までの3カ年は社会教育課が補助金を交付する形で、山梨県の未来を担う青少年の健全育成と国際感覚の醸成を目的として、本県の姉妹州であるアメリカのアイオワ州へ高校生を派遣する国際交流事業を行っておりました。

ただ、この事業は、当初の予定規模を終えたということで、平成27年度より高校教育課において、この事業の趣旨を踏まえながら、語学研修のための後継事業を現在まで行っております。

ただ、教育的色合いが強まったということもあり、国際交流協会への補助事業ではなく、直営事業となっています。

杉山委員 今、教育委員会等が行っているという答弁がありました。教育委員会が行うことのプラス面だけでなくマイナス面もあるのではないかと、弊害もかなりあるのではないかと思います。いずれにしても、グローバル化の進行により、インバウンド観光への取り組みなど、外国人と触れ合う機会がふえていくし、海外へ出ていく機会もふえると思いますので、青少年が海外との交流を持つということは非常に大切なことだと思います。国際交流協会が、国際理解の基礎をつくるという大きな目的を達成するため、子供たちが海外に出る事業にかかわりを持っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

小泉国際観光交流課長 当団体は本県の国際交流を担う中核的な団体でございます。国際交流協会が主体となって国際交流に取り組むことは、県内における国際交流の基盤づくりにおいても非常に重要なことだと認識しております。

委員御指摘のとおり、外国人を受け入れるという交流と海外に県民を派遣するという交流は、国際理解を促して、世界に目を向ける国際交流事業の重要な活動だと認識しております。県としても、国際交流協会において実現可能な双方向の交流ができるような方法を検討してまいりたいと考えております。

杉山委員 国際交流事業というのは、単に交流する事業を行えばいいわけではなくて、交流事業によってそれぞれの国といかに深いつながりをつくるかが重要だと思います。そのためにどうするか。それが本質だと思います。

今、日本と韓国がいろいろ揉めておりますが、そのことによって地方の交流が延期されたり、中止になることは本当に残念だと思います。恐らく韓国では反日教育が幼少期から行われていると聞きますし、日本だけの問題じゃないとは思いますが、日韓関係を改善するためにも、いかに深い交流をしていくかが重要だと思います。

そこで、よく台湾の話が出ますが、台湾は日本と日清戦争以降、交流を深めてきましたが、台湾総督府、旧日本総督府へ行くと、歴代総督の写真と功績が展示してあります。そのように、お互いの国を知ること非常に大切だと思いますし、山梨県内の子供たちに対しても取り組んでいく必要があると思います。ただ、教育委員会ではできることに限界があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

小泉国際観光交流課長 国際交流をどのように行うのか、お互いの国の歴史や文化を勉強した

上で、現地に行って現地の人と触れ合うことが重要かと思います。国際交流協会におきましても、そのような交流ができないか、当課と国際交流協会が一緒になって考えてまいりたいと思います。

杉山委員

さらに言うと、例えば、八田與一氏という日本人が台湾に烏山頭ダムをつくったことによって、大穀倉地帯ができて、台湾の農業が劇的に変わったとされています。そのことを台湾の人は知っていて、像も立っているし、記念館も設立されているくらい、台湾の人たちは八田氏を本当に尊敬しています。あるいは、インフラ整備に取り組んだ後藤新平氏や、義務教育を推進した伊沢修二氏など、台湾に貢献した日本人がたくさんいるわけですね。

そういったことを国民が知っているからこそ、日台間で深いつながりができると思います。日本は台湾とは本当に真の友人のようなつき合いをしてきたことによって、例えば、東日本大震災のときに台湾が一番大きな支援をしてくれたわけですね。

そういう意味で、これからのつながりを考えて、どういう交流をやるかだと思います。国際交流協会が先頭に立って、国際交流について指導していくことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

小泉国際観光交流課長 ただ海外に行って学びながら時間を過ごすのではなく、今までその国が日本や山梨県に対して何をしてくれたか、何を求めているのか、そういうことをきちんと学んで、目的意識を持って海外に行くことがとても重要だと思います。

国際交流協会においても、ただの人の行き来だけではなく、その国において何を学ぶべきかということを中心に学習しつつ、そのような交流ができるように考えてまいりたいと思います。

杉山委員

最後に意見になりますが、先人が築いてきた人と人のつながりを、今の日本人がしっかりと知識として持って、いろんな国とつき合うということは大事だと思います。そのことによって、本当に心と心の深いきずなが生まれるし、日本人としての誇りを持つてと思うので、ぜひそういうことを踏まえて、これからの国際交流を進めていただきたいと思います。

白井委員

多文化共生の社会づくりに関する事業について伺いたいと思います。この事業は、主に情報提供や講座、あるいはセミナーの開催が中心かと見えますが、地域住民との直接交流を図る機会はあるのか伺います。

小泉国際観光交流課長 委員御指摘のとおり、資料上の多文化共生の社会づくりに関する事業では、住民に対し、講座の開催や、国際交流をしましょうという呼びかけ、情報提供を行っております。国際交流事業で行っている、他の国の成り立ち、文化を理解する事業も、多文化共生の社会づくりにつながっていくと認識しております。そういうことも含め、多文化共生の社会づくりにつなげてまいりたいと考えております。

白井委員

おっしゃるとおりだと思いますし、そういったことも必要かと思います。しかしながら、外国人がだんだんふえてきている状況ですので、セミナーや講座、あるいは情報提供を続けて先の話として、私は直接的な交わりもある程度必要かと思うので、いつから直接的な交流を図る事業を展開していくつもりなのか、聞かせていただきたいと思います。

小泉国際観光交流課長 具体的な目標であったり、取り組みを始める予定は、現段階ではありません。ただ、多文化共生の社会づくりは大切なものになってくると認識しております。

今回立ち上げたやまなし外国人相談センターに関しても、各市町村が多文化共生の現場で一番外国人とつき合っていると思いますから、各市町村から、本当に外国人が必要としているものが何かを情報として得て、国際交流協会の中で事業化できるものがあれば、速やかにニーズに応じてまいりたいと考えております。

臼井委員 外国人が多く来日している中で、地域で外国人が孤立してしまっていて、かえって周りの地域住民が不安になるようなことは避けなければいけないと思います。地域に根づいて生活をしていくことを望む外国人も多いかと思しますので、意見になります。外国人が地域に打ち解けられるよう計画的な事業展開をお願いしたいと思います。

向山委員 最初に、多文化共生総合相談センターについてお伺いします。入管法の改正により、政府が約20億円の予算のもと、全国110カ所程度センターを設置する方針が出ていますが、静岡県ではセンターを7月1日にオープンさせました。センターの運営は、静岡県の国際交流協会が委託を受けていると承知しています。そこで、山梨県の取り組み状況をお伺いしたいと思います。

小泉国際観光交流課長 本県では、これまで国際交流協会におきまして、生活相談を受けておりましたが、外に相談を受けつけていますというような打ち出しでもって窓口は設けておりませんでした。

今、国でも大きなサポートをするということで、本県でも8月1日より、これまで相談の実績があった山梨県国際交流協会に運営を委託し、やまなし外国人相談センターを開設して、一元的に地域にお住いの外国人の相談に対応する体制をとっております。

向山委員 静岡県の総合センターと同じような形で、山梨県でも国際交流協会に委託して運営しているという認識でよろしいでしょうか。

小泉国際観光交流課長 そのとおりでございます。

向山委員 それを踏まえての質問ですが、山梨県の国際交流協会には、関東6県の中で唯一多言語通訳士が常駐していないと承知しています。審査意見書の記載が間違っており、済みません。言い方は悪いかもしれませんが、外国人に対する相談対応は、民間団体に頼っているのが現状だと思います。

今後、外国人労働者の増加に伴って、さまざまな課題に対応するためには、外国人の生活支援、サポート体制の構築が必要不可欠となる中、多言語通訳士の必要性、民間団体とのさらなる連携強化について、どのような見解をお持ちか、御所見をお伺いします。

小泉国際観光交流課長 やまなし外国人相談センターを8月に立ち上げました。センターでは、日本人のコーディネーターを1名、外国人の相談員を1名、常時2名体制で対応しておりますけれども、現在、外国人の相談員については1人が6カ国語に対応しているのではなくて、6人で6カ国語に対応できるような体制ですので、

言語的には、日がわりのような形になっております。

委員御指摘のように、多言語に対応した人材がいればセンターとしても心強く、相談にもきめ細やかな対応ができると思いますが、現在のところは多言語対応につきましては、タブレット、電話での通訳という形で対応しております。

ただ、今後、どのような言語での相談が多いのかとかいう情報を集めて、相談の多い言語に対応するにはどうしたらいいのか、国際交流協会と相談しながら、悩みを抱えている県内の外国人をサポートできるような体制を整備してまいりたいと考えています。

向山委員 今、通訳で来ている外国人は常駐ではない、国際交流協会の所属の人材ではないということですね。そうすると、民間団体に活動しているところは幾つかあると思うのですが、そういう民間団体に委託するという選択肢ではなく、国際交流協会に決まったわけですね。どういう判断基準で決まったのでしょうか。

小泉国際観光交流課長 国際交流協会が、本県で国際交流を30年近く相談窓口で法律相談や生活相談に対応しているという実績があることから、委託することといたしました。委員がおっしゃるように、東京都新宿区や、神奈川など、外国人の多い地域では、NPO法人等がいろいろな知見を集めながら取り組んでいるところもあるようです。

私も新宿区でいろいろと教えていただきましたが、そういう団体はきちんとしたノウハウを持っています。委託はしておりますけれども、委託先である国際交流協会の職員も、そういうところから知見を多く得て、力をつけていただきたいと考えています。

向山委員 職員を含めて、センターをよりよい方向にしようということで取り組んでいることは十分承知しました。一方で、多言語通訳士がいることのメリットとか、実際に活動して能力がある方もたくさんいると思います。さらに幅広くいろんな分野と連携・協力して、外国人に山梨県を選んでもらえるよう、国際交流協会が先頭に立って進めていただけるよう、意見として述べさせていただきます。

山田（七）委員 近年、情報通信技術がとても発達して、Facebook、LINE、Instagramなど、本当に簡単に、早く、広く、遠くへ、世界中どこにでも情報を発信ができる世の中になりました。山梨県にいる外国人がさまざまなイベントに参加してくれていますが、今後もたくさんの外国人に山梨県に来ていただくためには、山梨のよさをどんどん情報発信して、知ってもらうことが重要になってくると思います。

SNSは素晴らしいツールであるし、これを利用しない手はないと思うのですが、その点について、県の考えと、何か具体的な取り組みをしているのであれば教えていただきたいと思っています。

小泉国際観光交流課長 国際交流協会では、ホームページに加えて、平成25年度からFacebookによる情報発信を行っております。委員のおっしゃられるような国際交流協会の事業につきましては、参加者がそれぞれの思いで、「よかったよ」「楽しかったよ」というような情報発信を行うことは非常にいいものだと思います。

県としても、国際交流員や派遣職員が国際観光交流課にもおりますが、その職員たちが県内各地を歩いて、それぞれ思ったもの、感じたものを自分たちのSNSを使ったり、県の観光ネットワークを使って情報発信していますが、そ

ういった活動を県で行っていることを国際交流協会と共有しながら、国際交流協会でも積極的に参加者にSNSを使った情報発信をお願いしてまいりたいと考えております。

(山梨県立国際交流センター)

質疑なし

(山梨県立フラワーセンター)

志村委員

まず、山梨県立フラワーセンターは県産花卉の振興が重要な目的ということで、そのシンボル施設としての役割が達成されているのかお願いします。

斉藤花き農水産課長 山梨県立フラワーセンターでは、県内の農家が生産した季節の花の大規模な植栽や、クリスマスエリカなどの県産花卉を販売するとともに、県で最も生産額が大きい洋ランの展示、県の主要品目であるバラの日本一長い回廊の設置などを行っておりますが、展示物を目的にフラワーセンターを訪れる利用者は非常に多く、県産花卉の振興において、当施設はシンボリックな役割を果たしていると考えております。

今後も、高品質な県産花卉の展示PRや、花の加工体験などを通じ、情報や魅力を発信する取り組みを指定管理者とともに検討し、県産花卉の振興に資する施設としてまいりたいと考えております。

志村委員

指定管理者である株式会社ハイジの村さんに運営していただいている中で、部局審査のときにも県産花卉の振興の効果はどうかということをお尋ねしましたが、隣に県の施設もありますし、県内の花卉生産額の1%が消費されている施設なので、今後も引き続き山梨県立フラワーセンターが役割を果たしていけるよう有効に運営していただきたいと思っています。

次に、フラワーセンターには指定管理料を支出していませんが、指定管理者では、入園料や食事等の売り上げで経費を捻出していることから、自主事業や指定管理者の経営方針、フラワーセンターの敷地外にあるクララ館やイチゴ狩り園があったかと思いますが、指定管理者の経営方針に対して、県が柔軟に対応していくことが必要だと思います。近年の対応状況を説明していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

斉藤花き農水産課長 近年の具体的な事例としては、例えば、バラのシーズンを中心としたフラワーウェディング、夏休み期間中やクリスマスシーズンの夜間営業、飲食の関係では、利用者のニーズに応じた飲食メニューや体験メニューの充実化、近年始めた世界のバラ展等のイベントの開催など、指定管理者の発案による施設運営について、県としても柔軟に対応しています。

また、近隣にあるクララ館もハイジの村が運営しています。あるいは、北杜市の施設もありますので、関連施設とタイアップしてさまざまな活動ができるよう、今後も配慮していきたいと考えております。

志村委員

フラワーセンター自体は、個別施設計画の策定を予定しているとのことでしたが、斉藤課長もおっしゃったように、フラワーセンターの周辺全体がテーマパーク化してきており、北杜市にとっても明野の地域住民にとっても、今後も拠点的な施設にもなるのではないかと思います。

公設民営での運営を見直していく考えがあるのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

齊藤花き農水産課長 フラワーセンターの設置目的は、県民に花と触れ合う機会と自然に親しむ場を提供するとともに、花卉の生産の振興に資することです。この目的に沿って、より効率的、効果的に施設を運営していくためには、民間のすぐれた発想による、魅力的で質の高いサービスの提供が非常に必要とされているということでもあります。

このような民間の高い能力を発揮していただける指定管理という運営を今後も継続したいと考えております。

白井委員 山梨県立フラワーセンターにおいては、県産花卉の振興が目的であろうかと思えますけれども、来場者に楽しんで過ごしていただくこともとても重要かと思えます。そこで、来場者の満足度を高めていくためには、従業員の質を高めていく必要があるかと思っておりますが、従業員に対する教育にどのように取り組んでいるのかお伺いします。

齊藤花き農水産課長 県が指定管理者と締結した基本協定書の中には、山梨県立フラワーセンターが公の施設であることを認識して、常に利用者本位の観点から接客や案内業務に当たることが定められております。現状、指定管理者は、現場での実務を通じて、従業員の教育訓練を行っております。

具体的には、業務管理表を使い、来場者への接客やサービスに漏れがないかということ細かく確認して、業務の品質の維持・向上を図っています。俗にいうOJTという手法で行っています。

また、山梨県立フラワーセンターの中には、受付、飲食サービス、販売など、さまざまな業務がありますけれども、従業員にいろんな業務に携わってもらったり、お客さんが非常に少なくなる冬の時期には、関連グループの直営店等へ職員を派遣し、幅広い業務経験を積ませることにより、山梨県立フラワーセンターでの接客サービスの向上に生かすという取り組みも行っているところです。

向山委員 指定管理者において、指定管理委託料がない中で、民間企業として効率的かつ有効なイベント事業を企画している点は評価できると思います。

一方で、収支の状況を見ると、赤字決算が続いています。部局審査においては、自主事業を含めると総合的には黒字になるという説明でしたが、自主事業を除くと赤字決算が続いていることについて、県はどのように評価し、改善していく考えがあるのか、改めてお伺いします。

齊藤花き農水産課長 委員御指摘のとおり、指定管理者の法人としての収支状況は、指定管理業務のみでは赤字の状況が続いており、県としても、本来業務の収支改善を図っていくことが非常に重要であると認識しております。

今後の改善対策としては、指定管理者と十分協議をする必要がありますが、魅力的な新規の企画、イベントなどの開催により、利用者数が増加すれば、施設内の飲食、あるいは販売その他に結びついていくこととなりますから、利用者数の増加の取り組みを行っていくとともに、利用者へのサービス水準の維持を図ることが前提となりますが、経費の中で大きい割合を占めている仕入れ、人件費の削減に努めて、赤字の削減、解消を図ってまいりたいと考えております。

向山委員 ぜひ取り組みを進めていただいて、黒字に転換をしていただきたいと思います。

自主事業を含めるというのは、本委員会で審査を行っていく上で、どうしてもわかりづらいという声が続いてきたと思いますので、今後、本委員会の審査対象施設となった場合は、山梨県立フラワーセンターに限っていえば、ここと自主事業でこういうふうにして、トータルでは黒字となり、効率的な運営ができているというように、説明をぜひわかりやすくしていただければと思います。

斉藤花き農水産課長 委員の御指摘を踏まえ、自主事業もわかりやすく委員会に説明できるよう、表記の方法等を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

山田（七）委員 利用者本位の施設となるよう、業務の品質向上を目指しているとの答弁がありました。業務の品質向上を図る上では、施設利用者に対するアンケート調査が重要だと思いますし、意見や要望をより多くの利用者から出してもらって、施設運営に反映させることで施設がよくなっていくものと思います。ただ、アンケートの回答数が私はちょっと少ないのではないかと思います。その辺についての考えと、アンケート回答数の向上に向けて、何か具体的な取り組みを行っているのであれば教えてください。

斉藤花き農水産課長 利用者に関するアンケートですが、この施設も平成25年当時はアンケートの総数が150足らずという非常に少ない状況が続いておりました。その後、アンケートの数の増加をしていただきたいと県から要望して、今は1,000を超えるアンケートの回答をいただいて、これを業務に反映させております。

具体的な取り組み例としては、花が少ない冬の時期にも楽しめるものが欲しいという意見、要望が非常に多かったことから、夜間のプロジェクションマッピングやイルミネーション等のイベントを実施したり、冬場でも施設内で体験できる花の加工品づくりを取り入れました。

また、リピーター率の向上も重要だと考えて、昨年度から世界のバラ展を開催して、季節イベントの企画、四季を感じさせるような花の飾花に取り組むことにより、利用者を飽きさせない取り組みを今後も充実してまいりたいと考えております。

山田（七）委員 今から聞こうとしていたことを全て答弁していただきました。いずれにしても、どの施設も同じですが、利用者が飽きずに何回も来ていただけるようにすることも目指していただきたいと思います。いろいろな企画を展開しながら、飽きない施設、利用者数の増加を目指していただきたいと思います。これは意見ですので、答弁は結構です。

藤本副委員長 植栽に使う県産花卉の割合は、この施設の中ではとても高いと思います。また、さまざまなイベントを通じて、花きに親しむ機会が生み出されていると承知しています。

今後は、山梨県立フラワーセンターの設置目的にもあるように、県産花卉の振興に貢献するだけでなく、花きに関する講習会やイベントを通じて、その先にある花き農家の担い手の確保にも寄与してもらいたいと思うのですが、御所見を伺います。

斉藤花き農水産課長 委員御指摘のように、フラワーセンターでは県産花卉の消費拡大も目的として、花きに親しめるイベントや、花の栽培、加工に関する講習会も開催さ

せていただいております。

具体例としては、平成30年度にはチューリップ祭り、バラの栽培の講習会、寄せ植えのコンテストなど、年間で90回を超えるさまざまな講習会、イベントなどを実施して、来場者に広く花の魅力を伝え、消費の拡大に資する取り組みを行っております。

今後も、このような取り組みを通じて消費拡大を図ることで、県内の花卉農家の生産意欲や経営の向上を図っていき、これが将来的には花卉農家の後継者、担い手の確保につながると考えております。

さらに、県内外の多くの方がここを訪れることもあり、花きに興味を持っていただき、新たな花の生産者、担い手の確保にもつながるような施設になっていただきたいと、県としては考えております。

(公益財団法人山梨県馬事振興センター)

志村委員

まず、法人経営の評価結果において、財務状況と効率性の2点の評価が低評価となっております。効率性について法人の人的・物的経営資源が有効に活用されなかった要因は何か、お願いします。

渡邊畜産課長

法人経営の評価について、平成29年度は、18点満点のところ10点ということで、55.6%という低い数字でした。その要因としては、効率性の中で、利用人数を職員数で割る生産性という項目があるのですが、その年は1万人の来場者数を見込んでいたサマーホースショーが、雨天で来場者数が減少したことにより、生産性の項目で評価を大きく下げたという状況です。

今後は、利用人数の増加に向けて、日本馬術連盟などの競技団体に対し、大規模大会の誘致に努めるとともに、地域の皆様と一体となってイベントを開催に取り組んでまいりたいと考えております。

志村委員

そうすると、今年度も若干評価に心配な部分がありますけれども、財務状況について御説明できるようでしたらお願いします。

渡邊畜産課長

イベントの開催に伴い財務状況が悪くなったかという御質問かと思うのですが、サマーホースショーにつきましては、会場を無料で提供して、実行委員会が運営するものですので、当センターの財務への影響はございません。

志村委員

イベントの影響ということではなくて、財務状況に関する評価も63.6%ということですので、厳しいことは見て取れると思いますけれども、説明をお願いします。

渡邊畜産課長

財務状況ですが、当センターには借入金はありません。安全な資金運用に努めており、全体的に見ると、健全な運営となっております。

平成29年度は積極的な大会誘致により、使用料収入が増加したのですが、県からの収入、県管理費約300万円が廃止になったことが原因となり、指標の計算をすると44点満点のところ28点となりました。

志村委員

今の質問に関連しますが、次に、安定的な経営を実現するために主催大会の開催、外部事業の受託のほかに、どのような事業や運営改善を図る考えがあるかお聞きしたいと思います。

渡邊畜産課長 安定的な経営を実現するためには、使用料収入、預託料収入など、受託事業や主催大会の誘致による収入をいかに保つかが重要です。なお、大会の使用料はもとより、実際その大会に参加される県外の大手の乗馬クラブや大学が合宿所として一定期間利用することも収入につながっています。

令和2年7月には、東京オリンピック・パラリンピックの直前ですが、近代5種で馬の調教で約1カ月本施設を利用するという具体的な話も来ており、今後も標高1,000メートルと涼しく、馬にも人にも快適ですばらしい自然環境と新たに整備した施設を積極的にPRして、多くの関係者に、合宿などで使っていただくことが有効であると思っております。

志村委員 次に、本年度の予算計画において法人会計の管理費が前年に比べて倍増していますが、これについて御説明をお願いします。

渡邊畜産課長 本年度の予算計画において、法人会計516万円を計上しています。決算額が196万ということで、予算が多いのではないかと御指摘だと思いますが、昨年度の予算計画においては、法人会計533万円でした。

決算を見ていただくと、収入1,400万円ふえることがあり、そうすると経理を公益事業で担うことになりましたので、結果として、決算としては196万で法人会計の管理費が少なくて済んだということです。

予算については、本年度も昨年度と同規模で計上していますが、収益の増減によって決算が変わるということを踏まえて計上しています。

志村委員 公益事業はそういう処理をするのだと思いますが、公益事業が収支赤字になった場合でも、公益事業会計一般正味財産期末残高を大幅に減少させることのないように、収益事業である預託馬収入を計画的に実施して、財政運営を安定的に行っていただけるようにすることも重要ではないかと考えますが、御見解を伺います。

渡邊畜産課長 ご指摘のとおり、馬事振興センターの安定的な経営を目指す上では、収益事業のみならず、国体に出場する競技馬の調教や、民間の乗馬クラブの調教馬を預かるスポーツホース事業による預託馬収入が非常に重要なことだと考えております。昨年度は、県有馬3頭、強化指定馬3頭は教育委員会から受託をしており、また、スポーツホース6頭も受託し、2,180万円余の収入がございました。

ことしも予算では2,300万円を計上しておりますが、教育委員会や県の馬術連盟、民間の乗馬クラブと連携して、受託頭数の確保に努めてまいります。

臼井委員 事業計画において、競技場を核とした地域を形成していくとうたっているわけですが、地域への還元や地域と一体となった取り組みは非常に大切なことだと思っております。現在、北杜市など地域で具体的にどのような活動を行っているのか伺いたいと思います。

渡邊畜産課長 北杜市小淵沢町では、かいじ国体で整備された施設が幾つもありまして、さまざまな大会を開催して、合宿や大会で周りに宿泊していただいている拠点のような施設が存在しています。

また、武田信玄時代の史跡である棒道があるのですが、野外トレッキングのコースとなっており、そのコースの一部に馬術競技場という県有林課から借りている施設もあり、馬のまちをキャッチフレーズに、地域振興に取り組んでい

ます。

具体的には、平成30年3月、ジュニア障害で2,000人のお客さんが来るということで、地元の観光協会や商工会、ペンションや民宿の方々による馬術競技場のサポートクラブが設立され、草取りや駐車場係等のボランティアをしていただいております。

ことしは台風で中止になってしまいましたが、カントリーや古式馬術の演技を披露する、サマーホースショーという来場者数1万人を超えるイベントのため、センターの施設を無料で開放するなど、地域への経済効果が期待できるいろんなイベントに対して、これからも地域と連携をして進めていきたいと考えております。

向山委員 使用料収入など事業収益は増加していますが、山梨県からの運営費補助金廃止などで経常収入は減少しています。一昨年度の大規模改修のような、今後の施設改修に係る経費の想定と、資金確保策についてお伺いします。

渡邊畜産課長 馬事振興センターでは、平成27年から平成29年までの3年間で大規模な施設整備を行い、施設については現地調査でも見ていただいたところでございます。ひとまず大きな工事は完了したと考えております。

また、いろいろな大会を開催している中で、使い勝手が悪いようなところにつきましては、砂の入れかえや柵の設置など、修繕により対応をしています。

向山委員 次に、12年後の山梨国体開催を目指して取り組んでいますけれども、現時点で、かいじ国体をスタートとしたこの馬事振興センターの施設整備、機器更新のあり方について現在の御所見をお伺いします。

渡邊畜産課長 今回整備した厩舎等は、国体の基準を全て満たしており、また、ホースマネージャーという馬を管理する方々の収容人数についても、国体の基準を満たす形で整備しました。

令和7年度には青森国体が開催されますが、馬術競技を当競技場で開催したいという要請もありますので、幾つかそういう大会を開催していく中で、改修等について検討していきたいと考えております。

山田（七）委員 先日、現地調査を行ったときに、馬事振興センターが持っているクロスカントリー場が関東有数の施設であるという話をお伺いしました。その割には、パンフレットや事業計画の中で、活用事例が少なかったような気がするのですが、クロスカントリー場の活用事例をお伺いします。

渡邊畜産課長 クロスカントリーコースを常設して総合馬術ができる施設は、全国で3カ所ございます。兵庫県三木市、東京世田谷区の馬事公苑、そして、本県の馬事振興センターです。特に、本競技場は標高1,000メートルと涼しく、交通アクセスもいため、非常に高い評価をいただいております。今では、全日本総合、全日本ヤング、全日本ジュニア、日馬連主催の総合の三つの大きな大会全て、山梨で開催していただいております。

また、全日本学生や関東学生等、クロスカントリーをやるようなコースも大会で利用していただいております。総合馬術についてはオリンピックの合宿として利用していただくなど、総合馬術の世界では、山梨県の施設を非常によく使っていただいております。

山田（七）委員 馬術競技以外で、地域住民に施設を開放して、芝生で遊んでもらうとか、そういう企画は何か考えているのでしょうか。

渡邊畜産課長 先ほども答弁したサポートクラブという組織がありますが、そこの方々からいろいろなアイデアを出していただいております。地元の北杜市が、馬術場を拠点としたウォークラリーの開催など、幾つか地域イベントとして活用いただいている事例があります。

山田（七）委員 日本でも3カ所しかないすばらしい施設を持っているので、積極的に整備して、活用を進めていただきたいと思います。

続きまして、調教管理事業の拡大に向けた具体的な取り組みについて考えがありましたらお伺いします。

渡邊畜産課長 調教管理事業は、2つありまして、一つが教育委員会から県有馬3頭、強化指定馬3頭の計6頭の調教管理をしており、受託料として1,300万円の収入を得ています。

もう一つがスポーツホース事業で、民間の馬を預かって調教するという2本立てになっており、約800万円の収入ということで事業展開しています。

調教管理事業の拡大ですが、馬にとって快適な自然環境、新しい施設など、本競技場の魅力を広くPRをして、事業の拡大につなげたいと考えています。

山田（七）委員 事業を拡大して、収入をふやしていただきたいと思います。今の状況の中で、どのくらいまで預かる馬をふやせるのか、教えてください。

渡邊畜産課長 過去には、最大15頭のスポーツホースを受託したことがございます。

藤本副委員長 現地視察を行ったときに、夏が過ぎてだんだん涼しくなっていくにしたがって、気象条件と環境条件によって利用者がいないということですが、冬季における施設の有効活用をどのように考えているのか、お聞かせください。

渡邊畜産課長 本競技場は、標高1,000メートルということで、冬場は非常に厳しい寒さで、馬場がしめ上がったたり、水が凍結してしまうため水抜きをするので、概ね11月から3月までは大会は開催していません。ただ、冬季における施設活用事例として、近隣の乗馬クラブへの周遊コース開放や、ほろ馬車を走らせたり、たこ揚げ大会など、幾つか地域のイベントとして活用いただいているという実績があります。

今後も、地域のサポートクラブとアイデアを出し合う中で、馬術競技場の冬場の有効利用について検討してまいりたいと思います。

藤本副委員長 ぜひ進めていただきたいと思います。例えば、パッケージとして施設を丸ごと貸し出してしまうようなことも、環境が傷まないことが条件ですけど、検討していただければと思います。

渡邊畜産課長 地元の方々といろいろ検討を進めていきたいと思っています。

鷹野委員 馬事振興センターがある小淵沢には、馬に関する民間施設等が多く存在しているものと承知していますが、連携の状況と、すみ分け、そして、今後どのように馬事振興センターのあり方を広く広報していくのか、御説明をお願いします。

す。

渡邊畜産課長 連携につきましては、馬に関する拠点施設として、馬事振興センターで各種大会を開催していますが、民間の乗馬クラブに対しては、競技場や野外コースを開放して、各種イベントに協力してまいりたいと考えております。そういう関係で、民間施設と連携を図っていくということです。

次に、すみ分けですが、競技場は大会や合宿を受け入れる施設という位置づけをしています。民間の乗馬クラブは、観光客に向けて体験乗馬とか野外トレッキングなどを楽しんでもらうものとして、すみ分けをしています。

最後に、広報ですが、北杜市に乗馬クラブが約30あり、300の乗用馬が飼われております。馬のまち小淵沢として、市民とともにPRをしていくために、ホームページ、パンフレット等を活用しながら、観光媒体を活用し、広く情報発信をしてまいりたいと考えています。

鷹野委員 サポートクラブのアイデアをいただいているという話がありましたが、事業計画を見ても、そういうものがもう少し反映されてもいいのではないかと思います。いかがでしょう。

渡邊畜産課長 サポートクラブは任意団体ですので、連携を図っていくという程度で記載はしていますが、具体的にサポートクラブの活動状況としては、定期的集まって、大きな大会が開催されるたびに、大会への協力、特にボランティア活動として協力いただいております。また、出店して、地元の野菜を売るようなこともやっております。このようなことから、事業計画においては地域と一体的に進めていくというような記載にしています。

鷹野委員 せっかくの機会ですので、そういうことをやっているという実態が見えるような資料を提示していただきたいと思います。今後もっとしっかりした事業計画を立てて、馬事振興センターのあり方を積極的に主張していくことが求められると思いますので、資料があるなら、提示していただきたいと思います。その辺もう一度お願いします。

渡邊畜産課長 新たに立ち会った組織ですので、地域と一体的に盛り上げていく中で、資料における記載等については、しっかり検討してまいりたいと思います。

(公益財団法人山梨県農業振興公社)

白井委員 農業者の高齢化、減少が進んでいる中で、本県農業の健全な発展に寄与するため、この公社はどのような役割を担っていくのか、お考えをお聞かせください。

千野担い手・農地対策室長 農業振興公社は、農地中間管理機構として、新規就農者や規模拡大を目指す認定農業者及び参入企業などへ農地の集積、集約化に取り組んでいます。

また、就農支援センターを設置して、2人の就農支援マネージャーが県内外において就農相談会を実施するとともに、就農に必要な農業技術の習得や農地、機械の確保、資金の調達などの情報収集を行っております。

こういった取り組みを通じて、本県農業を支える多様な担い手の確保、育成について役割を担っていきたくと考えております。

臼井委員　さまざまな取り組みを通じて担い手の確保を進めていくということですが、高齢を理由に農業をやめてしまった方に対して、公社として何か取り組みを行っているのでしょうか。

千野担い手・農地対策室長　リタイアする方、あるいは経営を縮小する方は、農地をどうするのかということが一番の課題です。農地中間管理機構では、そういう方々からの相談を受けて、新たに農業をやろうという方に農地をつないで、有効活用されるよう取り組んでいます。

向山委員　リニア中央新幹線の受託事業を行っている点についてお伺いします。

リニアの構築物が農作物に与える影響調査について、調査機関、調査する範囲、調査の内容などは、誰が決定して行っているのでしょうか。農業従事者の意見をどのような場面で吸い上げているかも含めて、お伺いします。

千野担い手・農地対策室長　本事業は、平成29年度からJR東海より調査業務を公社が受託をしています。調査は、毎年公社とJR東海が県の農業技術職員の意見を聞きながら、調査期間、調査範囲、内容等について協議し、決定をさせていただきます。

調査の具体的な内容は、高架橋などの構築物が構築される前後で農作物の収穫量や品質を調査して、その影響を明らかにすることとしており、具体的に農業従事者の意見を聴取するという点については含まれておりません。

向山委員　農業従事者の方々の意見を受けとめるのがこの公社じゃなければ、どこが折衝役を務めるのか、あるいは、いろんな意見を受けとめるのでしょうか。

千野担い手・農地対策室長　今回の調査業務は、JR東海が補償に必要な具体的なデータを収集することについて公社に委託するものであり、従事者の意見を聞くことについては、業務委託の内容に含まれていないというところです。

向山委員　JR東海からの委託を受けた中で、あくまで影響があるかを調査する事業だと思いますが、各地域、場所によって、与える影響が違ってくる可能性も考えられますので、影響評価の中でそういうことが加味できるのかというところですが、農政部だけではなく、リニア担当部局などいろんな分野と連携しなきゃいけないと思います。一方的に進めてはいけないと思いますし、柔軟に対応していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

千野担い手・農地対策室長　まず、合理性という観点から、県の農業技術課職員の意見を聞きながら進めることとしております。一つの地域の農業者の声を代弁するというような意味合いで、農業技術課の職員は意見をします。

また、調査は、関係部局といろいろな情報を交換しながら進めていきたいと考えております。

向山委員　いい方向に進めていただきたいと思います。部局審査のときに意見として伝えましたが、あくまでJR東海の実業を公社が代行するもので、人件費など発生する経費については、JR東海に負担をしっかりとただけるように、毅然と対応していただきたいし、ほかの部局とも連携していただければと思います。意見として終わります。

藤本副委員長　公社が実施している担い手育成対策事業の中で、農業啓発、農業教育を小学

校で20校、中学校で1校行われています。毎年度同じ校数で行われているようですが、幼少期において、農業教育を進めることは、生きる力を育む上でも大事であると認識していますが、県内の小中学校において、啓発の場、農業教育を行う場をふやしていくことが必要だと思うんですが、御所見をお伺いします。

千野担い手・農地対策室長 本事業は、毎年、県下の全小中学校264校を対象に、募集を行っております。平成30年は21校、大体予算の関係から、毎年20校で実施していますが、平成30年は21校、1,994名が参加して、栽培に取り組んでいただいております。

今後も、本事業を活用する小学校の募集を行います。より多くの小学校が、農業の啓発活動に取り組めるよう、この事業を活用して支援してまいります。

藤本副委員長 総合学習の中での体験の場はあると思うのですが、この公社が行っている農業教育はなかなかありませんので、できる限り「うちの学校でもやりたい」という場合は、補正予算を組むなりそういった配慮も今後求めたいと思います。意見ですので、答弁はいいです。

(指定管理施設に係る全体共通事項)

早川委員 指定管理者制度が、住民の多様化するニーズに応えるため、民間に効率的に運営してもらって、経費を削減するという目的で、本県においてこれまで取り組んできていると思います。さまざまな改善点が出てきて、この制度自体、そろそろ見直しをしていかなきゃいけない時期だと思っています。

実際に管理している人たちからは、「とにかく県への提出書類が多くて、面倒くさい」ということをよく聞きます。どのような書類をどのぐらいの頻度で、どんな感じで提出しているのか、まずお伺いします。

石原行政経営管理課長 指定管理者に提出していただいている資料のうち、県が年1回の提出を求めている書類は、事業報告書、本委員会関連の資料、また、モニタリングに関する報告書です。

そのほか、定期報告書という書類がありまして、これにつきましては、施設の所管機関と指定管理者の取り決めにより、毎月提出を求めているところもあるれば、そうではないところもあるような状況です。

また、利用者満足度調査、これは、アンケート調査でございますけれども、この報告書につきましては、アンケート実施回数におきまして、施設ごとに提出頻度が違っているという状況でございます。

早川委員 定期報告書の内容も細かいって、よくそういう話を聞きます。そういう決まりがあると思うのですが、指定管理者が運営しやすくなるように、簡略化とか効率化に向けて、改善も必要だと思います。何かそういう工夫とか、検討とか行っていないのでしょうか。やるべきだと思いますが、いかがですか。

石原行政経営管理課長 施設所管課では、指定管理者からの意見や要望を聞く機会として、年に少なくとも3回以上は指定管理者と意見交換を行っております。意見交換の中で運営上の課題の共有や、指導・助言等を行っております。

これらの機会を通じて、提出書類の量や頻度について、指定管理者から率直な意見を伺い、いただいた意見を踏まえながら、可能な限り簡略化していくなど、県と指定管理者の相互にとって効率的な運営ができるよう努めてまいります。

早川委員

ぜひ改善していただきたいと思います。指定管理者制度を導入すれば、「県は経費削減しているのではないか」、「指定管理者は、受けているから、まあこれぐらいでいいだろう」みたいなことがあると思います。煩雑な手続きを簡素化することが必要だと思います。また、指定管理者からは、制約や制限が多いし、指定管理期間ではやりづらいということも聞きます。

例えば、横浜とか愛知県では、コンセッション方式により、事業者の裁量をふやして、長期でよりやりやすい方法を採用しています。私は、場合によってはコンセッション方式を導入する時期に来ていると思いますが、その辺について、いかがでしょうか。それを伺います。

石原行政経営管理課長 指定管理の期間は基本的に4年間になっております。御提案のありましたコンセッション方式ですが、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方法であると認識しております。

この方法では、今委員おっしゃったように、安定的で自由度の高い経営ができ、また、利用者のニーズを反映した質の高いサービスが期待できると聞いております。

今後は、まだ私ども知識が薄いものですから、コンセッション方式の詳細な内容や、どういう効果や課題等があるのか、他県の動向等も注視しながら研究をしてまいりたいと考えております。

市川委員

指定管理者の収支の取り扱いについて伺います。利益があった場合は、基本協定に定めるところにより、指定管理者の利益になると説明がありましたが、県への納入とか、次の指定管理期間に入る契約更新の際には、それらを考慮して指定管理委託料に反映されるのでしょうか、伺います。

石原行政経営管理課長 公の施設をより効果的、効率的に管理するに当たり、指定管理者みずからの有するノウハウ、創意工夫をしまして、経費の節減等に努めているところでございます。

このように、指定管理者による経営努力は、原則として吸い上げない取り扱いでございます。指定管理者の経営努力へのインセンティブというか、やる気を起こすための刺激剤みたいなものを、指定管理者に残しておく必要があるという考えでございます。これが指定管理者制度の趣旨にも沿うものと考えております。

なお、次回更新時の委託料への反映につきましては、利益の状況によっては適切な対応をとる必要があると考えております。

市川委員

基本協定書にある小規模修繕について、金額が施設によって30万円から50万円と大体決まっていると思うのですが、県としては、小規模修繕で済ませられるようなものへの県の対応は今どのようなようになっておりますか。

石原行政経営管理課長 基本的には県が施設の修繕を行いますが、60万円未満、または20万円未満は、指定管理者に行っていただいています。

しかし、指定管理者がすぐにでも工事したい、修繕したいというのであれば、県の承認を受けた上で、60万円を超えたものも指定管理者が修繕できるというような取り扱いになっております。

鷹野委員

基本的に、公の施設に民間の能力を活用し、あわせて住民サービスを向上させることをもって経費の削減を目的として、平成16年から導入していることは承知しています。そういう中で、制度導入から現在まで、県民の多様化するニーズに対応するため、各施設において努力していることも承知しております。

しかしながら、制度導入から約15年が経過している中で、民間の能力をもっと十分に活用するべきであって、公の施設を有効に活用することもできるのではないかと考えております。指定管理者制度の運営に当たって、県の今後の方向性、所見等をお伺いしたいと思っております。

石原行政経営管理課長 指定管理者制度導入以降、指定管理者におかれましては民間事業者の持つノウハウを最大限活用することにより、効果的で効率的な運営を行っていることを認識しております。

また、本来業務はもとより、施設の特徴を生かした自主事業を展開することにより、利用者ニーズに応えるとともに、高水準なサービスを維持する中で一定の成果はあらわれているものと考えております。

一方、委員御指摘のとおり、制度の導入から15年が経過しておりますので、今後民間事業者が新たな活用方法や施設の有効利用等につきましては、時代に即した指定管理者制度について検討してまいらなければいけないと考えております。

鷹野委員

今、見直していくというお話をいただきましたが、特に今回の委員会の審査で気がついたことですが、もっと民間の力を借りたほうが良いと思うものがあります。例えば、宣伝力であったりとか、広報であったりとか、そういう企画もお願いするとか、そういう細かな運営も必要だと思いますが、ぜひその辺について御意見があればお願いします。

石原行政経営管理課長 昨年度、本委員会で、細かい御指摘をたくさんいただきました。また、昨年度、35施設を更新するに当たり、12月議会で議案を提出した際にも、委員から本当に細かいところまで御指摘をいただいております。そういったものをまとめて、来年度、12施設が更新になりますから、それに反映できるように今、検討を進めているところでございます。

鷹野委員

きょうもたくさん委員から話があった内容を踏まえて、見直しを積極的にしていただきたいと思っております。意見です。よろしく申し上げます。

臼井委員

総括審査を含めた委員会審査のあり方について意見を述べさせていただきたいと思っております。審査の中で、指定管理者の責任者、御担当の方、あるいは出資法人についても同様に、本委員会に出席していただくのがいいのではないかと思います。

というのも、現地調査を行ったときに、指定管理者の担当の方々と有意義な意見交換ができたということもありました。そういった意味で、委員会に出席していただいたほうが、タイムリーな課題解決につながっていくのかなという思いがありました。年に何回かの打ち合わせがあるということで、もちろん委員会の審査の内容は指定管理者に伝達されているものと思っておりますけれども、むしろ同席いただいたほうが効率的ではないかと思いき、意見を述べさせていただきました。

杉山委員

本特別委員会においては、指定管理者が管理をする指定管理施設につつまし

て、さまざまな視点から調査を行ってきたところでありますけれども、本日の総括審査においても、各委員から県民目線に立ち、その運営について数多くの意見、発言があったところであります。

現在、部局審査、総括審査において、当該指定管理者の役員、事務局長等の職員には、説明員の補助員として、出席が可能とされております。今後は委員会で交わされる意見、議論を直接的に聞き、それらを指定管理施設の運営に生かすため、説明者の補助員として当委員会に積極的に出席することを強く要望するものであります。

以上を当委員会の報告に附帯決議として付すことを提案するものであります。

白壁委員長 ただいま、臼井委員並びに杉山委員からの意見であります。指定管理施設・出資法人調査特別委員会への指定管理者の積極的出席に対して、附帯決議をさりたいとの動議の提出がありました。よって、この本動議を議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

白壁委員長 御異議なしと認め、よって、本動議が成立いたしました。提出された附帯決議案を事務局より朗読いただきます。

事務局 「本特別委員会においては、指定管理者が管理する指定管理施設について、さまざまな視点から調査を行ってきたところでありますが、本日の総括審査においても各委員からは、県民目線にたち、その運営について、数多くの意見・発言があったところであります。

現在、部局審査、総括審査においては、該当指定管理者の役員・事務局長等の職員は、「説明員の補助者として出席が可能」とされておりますが、今後は、委員会で交わされている意見・議論を直接的に聞き、それらを指定管理施設の運営に活かすため、説明員の補助者として当委員会に積極的に出席することを、強く要望するものであります。」

以上を当委員会の報告に、附帯決議として付すことを提案するものであります。

白壁委員長 朗読が終わりました。これより、提出された附帯決議案に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、本特別委員会への指定管理者の積極的な出席に対する附帯決議について、採決いたします。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付の内容とする附帯決議を付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

白壁委員長 起立全員であります。よって、本案は可決すべきものと決定されました。

お諮りいたします。ただいま、附帯決議が可決されましたが、条項、字句、数字その他の整備を要するものにつきましては、その整理を委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

白壁委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長に委任の件はお諮りしたとおり決定されました。

その他 ・ 本委員会が調査した案件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 白壁 賢一